

有価証券報告書

事業年度 自 平成 25 年 4 月 1 日
(第66期) 至 平成 26 年 3 月 31 日

Joshin 上新電機株式会社

第66期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

Joshin 上新電機株式会社

目 次

	頁
第66期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	13
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	38
4 【株価の推移】	38
5 【役員の状況】	39
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	43
第5 【経理の状況】	53
1 【連結財務諸表等】	54
2 【財務諸表等】	89
第6 【提出会社の株式事務の概要】	102
第7 【提出会社の参考情報】	103
1 【提出会社の親会社等の情報】	103
2 【その他の参考情報】	103
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	104
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【事業年度】 第66期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 嶋 克 彦

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 経営管理本部長 宇 多 敏 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【電話番号】 大阪 06(6631)1161

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 経営管理本部長 宇 多 敏 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	385,607	435,237	410,174	365,958	401,798
経常利益 (百万円)	8,810	11,978	12,111	5,323	7,237
当期純利益 (百万円)	4,687	6,152	6,245	3,461	3,037
包括利益 (百万円)	—	6,040	6,335	4,281	3,515
純資産額 (百万円)	44,004	49,583	55,415	58,535	61,949
総資産額 (百万円)	142,886	152,704	156,326	171,022	182,411
1株当たり純資産額 (円)	889.06	996.22	1,107.01	1,178.38	1,234.48
1株当たり 当期純利益金額 (円)	94.92	123.92	125.07	69.62	60.78
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	119.12	118.73	66.07	57.69
自己資本比率 (%)	30.8	32.5	35.4	34.2	34.0
自己資本利益率 (%)	11.2	13.1	11.9	6.1	5.0
株価収益率 (倍)	8.89	6.48	6.54	12.90	13.57
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,491	7,806	589	△2,884	9,815
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,367	△6,398	△6,942	△7,253	△5,625
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,449	△4,393	5,561	10,045	△2,534
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	8,408	5,422	4,630	4,537	6,193
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数) (名)	3,032 (3,178)	3,418 (3,176)	3,604 (3,392)	3,631 (3,229)	3,658 (3,260)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

3 第62期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第63期より国内子会社和歌山ジョーシン株式会社(平成22年4月1日設立)を、また、第64期より国内子会社中四国ジョーシン株式会社(平成23年10月3日設立)を新たに連結の範囲に含めております。

5 ジョーシンアセット株式会社(連結子会社)は、第62期において会社清算が終了(平成22年1月31日付)しております。

6 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	374,686	426,303	402,859	358,812	393,443
経常利益 (百万円)	6,901	9,427	9,785	5,029	6,530
当期純利益 (百万円)	3,071	4,550	4,755	3,491	2,873
資本金 (百万円)	15,121	15,121	15,121	15,121	15,121
発行済株式総数 (株)	57,568,067	57,568,067	57,568,067	57,568,067	57,568,067
純資産額 (百万円)	39,947	43,924	48,266	51,415	54,393
総資産額 (百万円)	139,076	149,149	154,591	169,624	184,313
1株当たり純資産額 (円)	807.09	882.51	964.20	1,035.06	1,083.92
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	14.00 (—)	15.00 (—)	16.00 (—)	16.00 (—)	16.00 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	62.20	91.65	95.24	70.22	57.50
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	88.10	90.41	66.64	54.58
自己資本比率 (%)	28.7	29.5	31.2	30.3	29.5
自己資本利益率 (%)	8.0	10.9	10.3	7.0	5.4
株価収益率 (倍)	13.57	8.76	8.59	12.79	14.35
配当性向 (%)	22.5	16.4	16.8	22.8	27.8
従業員数 (ほか平均臨時 従業員数) (名)	2,294 (2,577)	2,635 (2,567)	2,782 (2,779)	2,805 (2,601)	2,831 (2,645)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する当社株式を控除しております。

3 第62期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数であります。

2 【沿革】

昭和23年5月	故浄弘信三郎が大阪市浪速区日本橋筋に「上新電気商会」を創立。
昭和25年2月	法人組織に改組し、「上新電機産業株式会社」を設立。
昭和29年12月	パーツ類の販売業より、家電量販業に転換。
昭和32年2月	故浄弘博光が代表取締役専務に就任。
昭和33年4月	「上新電機株式会社」に商号変更。
昭和38年5月	郊外店舗の第1号店を大阪府茨木市に開設。
昭和47年9月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
昭和48年11月	配送部門を分離し、「上新サービス株式会社」（昭和55年に上新物流株式会社に商号変更）を設立。
昭和49年11月	通信販売を開始（現在はインターネットショッピングサイト「Joshin web」を運営）。
昭和54年10月	立体駐車場付大型店舗「日本橋1ばん館」を開設。
昭和55年8月	大阪証券取引所市場第一部に指定。
昭和56年10月	パソコン・OA機器専門店「J&P」（現・J&Pテクノランド）を開設。
昭和56年11月	関東地区進出第1号店として「みたか店」（現・アウトレット三鷹店）を開設。
昭和58年1月	富山県の「株式会社三共」（三共ジョーシン株式会社、連結子会社）に資本参加、商品供給を開始。
昭和59年4月	サービス部門を分離し、「ジョーシンサービス株式会社」を設立。
昭和60年4月	フランチャイズ事業を開始。
昭和60年12月	東京証券取引所市場第一部に上場。
昭和61年10月	音楽・映像ソフト専門店「ディスクピア」（現・ディスクピア日本橋店）を開設。
昭和63年6月	TVゲーム・模型・玩具などホビー専門の「キッズランド」を郡山インター店（現・郡山店）内に開設。
平成元年1月	新潟県に「ジョーシナルス株式会社」（新潟ジョーシン株式会社、連結子会社）を設立。
平成元年5月	東海地区進出第1号店として愛知県に「J&P大須店」（現・キッズランド大須店）を開設。
平成2年2月	上新物流株式会社がジョーシンサービス株式会社を吸収合併し、「ジョーシンサービス株式会社」（連結子会社）に商号変更（平成13年にジャプロ株式会社に商号変更）。
平成7年3月	ドラッグストア「マザーピア和泉府中店」を開設。
平成7年4月	音楽・映像ソフトのレンタル店「TSUTAYA大蔵谷店」を開設。
平成7年5月	「ジョーシンテック株式会社」（連結子会社）へ損害保険代理業務を移管。
平成11年2月	大規模物流倉庫「関西物流センター」を開設。
平成12年3月	当社（連結財務諸表提出会社）の本社ビルが環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得。
平成12年5月	「ジョーシンサービス株式会社」（平成13年にジャプロ株式会社に商号変更、連結子会社）ファクトリーサービス部が品質管理及び品質保証活動の国際規格「ISO9002」（現・ISO9001）の認証を取得。
平成13年6月	家電アウトレット店を開設。
平成13年9月	音楽・映像ソフトの販売・賃貸や中古書籍等の売買を事業目的として、「ジェー・イー・ネクスト株式会社」（連結子会社）を設立。
平成13年12月	中古書籍等の売買専門店「BOOK OFF滋賀水口店」を開設。
平成15年2月	株式会社阪神タイガースとスポンサー契約を締結し、ヘルメット広告を開始（ユニフォーム袖広告は平成16年2月より開始）。
平成17年4月	家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」を取得。
平成17年5月	「ジェイパートナーズ株式会社」（現・兵庫京都ジョーシン株式会社、連結子会社）を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
平成17年12月	ジャプロ株式会社が「ジョーシンサービス株式会社」（連結子会社）に商号変更するとともに、情報機器、通信機器の取付・設定業務を事業目的として「ジャプロ株式会社」（連結子会社）を新たに設立。

平成18年6月	家電量販事業者で初めて「CSR報告書」を発行。
平成18年10月	玩具・模型専門店「スーパーキッズランド本店」を開設。
平成19年8月	東海・関東地区の店舗運営の一部を業務委託するため「東海ジョーシン株式会社」(連結子会社)及び「関東ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
平成20年11月	当社が「平成20年度 大企業小売販売事業者部門 製品安全対策優良企業 経済産業大臣賞」を受賞(平成22年11月及び平成24年11月にも同賞を受賞し、同制度初の3連続受賞となる)。
平成20年11月	滋賀県の店舗運営の一部を業務委託するため「滋賀ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
平成22年2月	省エネ型製品普及推進優良店表彰で、加古川店が「省エネルギーセンター会長賞」を受賞(平成23年4月に大和高田店が同賞を受賞)。
平成22年4月	和歌山県の店舗運営の一部を業務委託するため「和歌山ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立。
平成23年7月	東北地区進出第1号店として山形県に「山形嶋店」を開設。
平成23年10月	中国・四国地区の店舗運営の一部を業務委託するため「中四国ジョーシン株式会社」(連結子会社)を設立(当期末現在は、岡山県の店舗運営の一部を委託)。
平成23年11月	中国地区進出第1号店として岡山県に「アリオ倉敷店」を開設。
平成24年4月	「J o s h i n トレーニングハウス」において物品搬入訓練家屋構造の特許を取得。
平成24年9月	有田川店に太陽光発電システムを設置し、家電量販事業者として初めて売電事業に参入。また、太陽光発電システムの高効率化技術「分散型MPPTデバイス」の特許を取得。
平成24年11月	ジェー・イー・ネクスト株式会社を分割会社とする会社分割(新設分割)を行い、「ジェイ・ホビー株式会社」(連結子会社)を設立し、店舗運営の一部を業務委託。
平成25年12月	新潟ジョーシン株式会社を存続会社として、三共ジョーシン株式会社を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)に変更。

(平成26年3月31日現在の店舗数は217店となっております。)

3 【事業の内容】

当社及びその関係会社で構成するジョーシングループの主な事業内容と、各社の当該事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。なお、当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当社(連結財務諸表提出会社)及び北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)は、家電商品、情報通信機器、エンターテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。なお、平成25年12月1日付で新潟ジョーシン株式会社(連結子会社)を存続会社として、三共ジョーシン株式会社(連結子会社)を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社(連結子会社)に変更しております。

ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社(連結子会社)は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

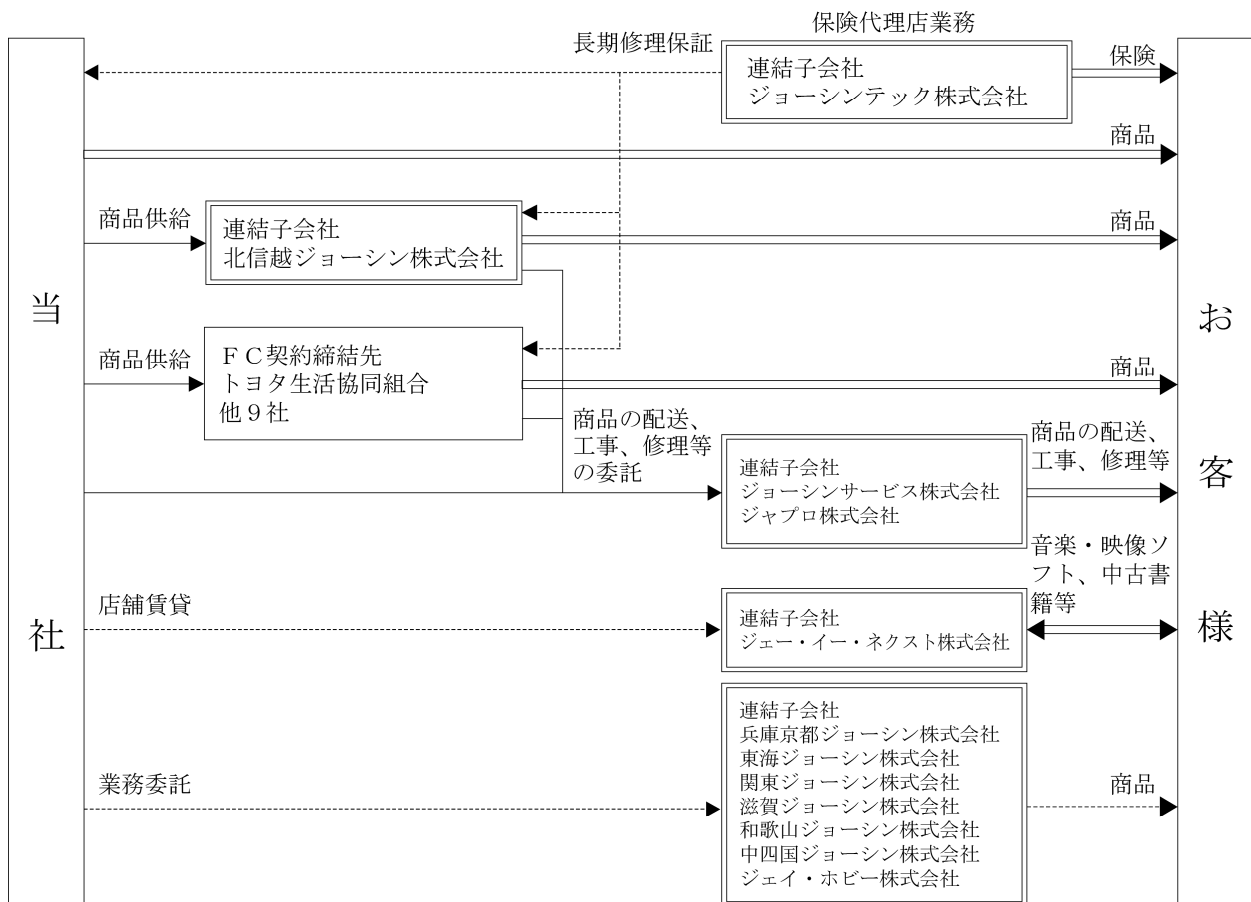
ジョーシントック株式会社(連結子会社)は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。

ジェー・イー・ネクスト株式会社(連結子会社)は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおり、当社はジェー・イー・ネクスト株式会社に店舗を賃貸しております。

また、当社は兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)、東海ジョーシン株式会社(連結子会社)、関東ジョーシン株式会社(連結子会社)、滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)、和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)、中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)及びジェイ・ホビー株式会社(連結子会社)に店舗運営の一部を業務委託しております。

当社は、F C契約締結先(トヨタ生活協同組合他9社)に対して経営指導、商品供給等を行っております。

以上の事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 北信越ジョーシン 株式会社(注)4	大阪市浪速区	95	家電商品等の 販売	100.0	—	役員の兼任 3名 資金援助 貸付金 7,638百万円 保証債務 3,783百万円 営業上の取引 商品の供給 設備の賃貸借 店舗等の賃貸借
(連結子会社) ジョーシンサービス 株式会社	大阪市浪速区	60	家電商品等の 配送、据付、 修理及び保守 業務	100.0	—	役員の兼任 4名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 商品の配送、据付、 修理及び保守業務の 委託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジョーシントック 株式会社	大阪市浪速区	100	損害保険・生 命保険代理店 業務	100.0	—	役員の兼任 4名 営業上の取引 長期修理保証制度加 入受付業務の受託 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) ジェー・イー・ネク スト株式会社	大阪市浪速区	50	音楽・映像ソ フトのレンタ ル、中古書籍 等の売買	100.0	—	役員の兼任 6名 (うち提出会社従業員1名) 設備の賃貸借 店舗等の賃貸
(連結子会社) 兵庫京都ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	20	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジャプロ株式会社 (注)5	大阪市浪速区	10	情報機器、通 信機器の取 付・設定	100.0 (100.0)	—	役員の兼任 2名 設備の賃貸借 事務所等の賃貸
(連結子会社) 東海ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 8名 (うち提出会社従業員3名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 関東ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 滋賀ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 和歌山ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) 中四国ジョーシン 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 7名 (うち提出会社従業員2名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託
(連結子会社) ジェイ・ホビー 株式会社	大阪市浪速区	10	各事業の請負 並びに受託運 営	100.0	—	役員の兼任 6名 (うち提出会社従業員1名) 営業上の取引 店舗運営業務の委託

(注) 1 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 上記各社は、特定子会社に該当していません。

3 上記各社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

4 平成25年12月1日付で新潟ジョーシン株式会社(連結子会社)を存続会社として、三共ジョーシン株式会社(連結子会社)を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社に変更しております。

5 ジャプロ株式会社の「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

事業部門	従業員数(名)
販売部門	3,556 (3,260)
管理部門	102
合計	3,658 (3,260)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 4 管理部門は、当社(連結財務諸表提出会社)本社の総務部門等の人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,831 (2,645)	39.9	17.7	5,679

事業部門	従業員数(名)
販売部門	2,729 (2,645)
管理部門	102
合計	2,831 (2,645)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の標準勤務時間数から換算した人員数)であります。
 3 平均年齢及び平均勤続年数は、一般従業員におけるものであり、出向受入者等(463名)及び臨時従業員を含めてのものではありません。
 4 平均年間給与は、一般従業員及び出向受入者等におけるものであり、臨時従業員を含めてのものではありません。なお、平均年間給与には賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5 当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。
 6 管理部門は、本社の総務部門等の人員数であります。

(3) 労働組合の状況

当グループ各社の労働組合は、UAゼンセンに所属しております。

なお、連結子会社であるジョーシントック株式会社、ジェー・イー・ネクスト株式会社、兵庫京都ジョーシン株式会社、ジャプロ株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社及び中四国ジョーシン株式会社には、労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導による経済政策や日銀の金融緩和政策等により、企業収益の改善や雇用情勢の持ち直しが見られるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、新興国経済の成長率鈍化や原油高に伴う原材料価格の上昇懸念等、依然として不透明な状況が続いております。

当家電販売業界におきましては、夏の記録的猛暑や消費税率引き上げ前の駆け込み需要等により、冷蔵庫、洗濯機、エアコンといった白物家電に加えて、アナログ停波以降前年割れが続いた薄型テレビ等の映像関連商品も堅調に推移しました。一方商環境は、相次ぐ競合店の出店やネット販売の拡大により、価格・サービスによる企業間の競争がますます激しくなっており、より一層厳しい経営環境下にありました。

このような厳しい状況の中、当グループでは『お客様目線で考動し 日本一の感動接客を実践しよう!』を年度スローガンに、顧客接客力の向上を基本とする諸施策に取り組んで参りました。その結果、日経ビジネスでの特集「2013年度アフターサービス満足度ランキング」において、ネット通販部門では昨年度に続き首位、家電量販店部門においても2位と高い評価を頂くことができました。

売場におきましては、「シルバニアファミリー売場づくりコンテスト」において有田川店キッズランドが最優秀賞を受賞し、平成25年11月に同店において受賞記念催事である「わくわくステージショー」を開催し、たくさんのご家族に来店して頂きました。

店舗展開におきましては、本格的な自社開発の複合店舗である「外環柏原店」を平成25年12月にオープンしました。大阪郊外の主要都市を結ぶ大阪外環状線沿いに位置し、家電の「J o s h i n」、ホビーの「キッズランド」、菓・日用品の「マザーピア」といった当グループの主要店舗ブランドのみならず、食品スーパー等の他業種のテナントとともににぎわいを創成しています。この店舗の屋上に太陽光パネルを設置し、自然環境保護と効率的な発電事業にも取り組んでいます。

この「外環柏原店」を含め計17店舗の出店を行うとともに5店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は217店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,017億98百万円(前年同期比109.8%)、営業利益73億91百万円(前年同期比136.3%)、経常利益72億37百万円(前年同期比136.0%)、当期純利益30億37百万円(前年同期比87.8%)となりました。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、営業活動による収入が投資活動及び財務活動による支出を上回った結果、前連結会計年度末より16億55百万円の増加となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は61億93百万円(前年同期比136.5%)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益57億87百万円、減価償却費43億99百万円、前受金の増加63億14百万円、売上債権の増加91億8百万円等があり、全体では98億15百万円の収入と前年同期と比べ127億円の増加(前年同期28億84百万円の支出)になりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等による固定資産の取得及び差入保証金の差入による121億67百万円の支出、土地等の固定資産の売却による39億11百万円の収入及び差入保証金の回収28億92百万円の収入等があり、全体では56億25百万円の支出と前年同期と比べ16億28百万円の増加(前年同期72億53百万円の支出)になりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債等の減少15億69百万円、配当金の支払い7億94百万円等があり、全体では25億34百万円の支出と前年同期と比べ125億80百万円の減少(前年同期100億45百万円の収入)になりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 都府県別販売実績

当連結会計年度における販売実績を都府県別に示すと、次のとおりであります。

都府県名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
大阪府	192,764	111.5
兵庫県	49,684	103.5
奈良県	23,872	108.8
愛知県	18,891	122.2
京都府	17,552	103.8
滋賀県	14,600	102.7
新潟県	13,805	110.5
埼玉県	11,352	113.2
和歌山県	10,897	107.3
三重県	9,254	113.9
岐阜県	8,849	103.8
富山県	7,922	107.9
神奈川県	4,393	130.6
千葉県	4,377	134.1
石川県	4,325	107.0
福井県	2,645	106.9
東京都	1,773	95.6
静岡県	1,384	95.8
岡山県	1,163	152.1
山形県	1,130	93.9
長野県	903	—
宮城県	250	17.8
合計	401,798	109.8

(注) 1 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 「大阪府」には、店頭販売以外の売上が含まれます。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 品種別販売実績

当連結会計年度における販売実績を品種別に示すと、次のとおりであります。

品種名	売上高(百万円)	前年同期比(%)
家電		
カラーテレビ	24,722	109.2
ビデオ及び関連商品	16,202	99.7
オーディオ及び関連商品	8,003	92.4
冷蔵庫	25,601	130.7
洗濯機・クリーナー	31,920	124.6
電子レンジ・調理器具	21,057	114.8
理美容・健康器具	14,476	105.3
照明器具	6,821	90.6
エアコン	38,469	120.3
暖房機	5,731	98.0
その他	27,090	97.2
小計	220,097	111.1
情報通信		
パソコン	29,658	119.9
パソコン周辺機器	22,485	106.9
パソコンソフト	2,142	107.0
パソコン関連商品	20,940	104.1
電子文具・ワープロ	2,163	95.0
電話機・ファクシミリ	2,903	103.7
携帯電話・PHS	19,896	113.3
その他	4,157	94.1
小計	104,347	109.9
その他		
音楽・映像ソフト	3,997	103.9
ゲーム・模型・玩具・楽器	41,641	99.8
時計	1,913	115.6
修理・工事収入	15,154	118.4
その他	14,646	113.4
小計	77,353	106.0
合計	401,798	109.8

(注) 1 当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 今後の見通し

当家電販売業界におきましては、駆け込み需要の反動減に加えて、競合他社の出店やネット販売の拡大により、「店舗・価格・サービス」での企業間競争は益々熾烈になるものと予測されます。

当グループといたしましては、このような予断を許さない状況が続く中ではありますが、家電販売を通じて『安心・安全・信頼』を基本とした、地域社会で必要とされる『幸せ提供業』を目指し、更なる企業価値向上に努めることを目標として、以下の諸施策に総力を挙げて取り組んで参ります。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①営業力強化と差別化の推進 | (売上・利益の拡大) |
| ②安定した財務体質の構築 | (収益力・資金力の拡大) |
| ③店舗オペレーションの簡素化 | (生産性の向上) |
| ④社会的責任のある企業活動の推進と継続 | (企業価値の向上) |

(2) 会社の支配に関する基本方針について

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

② 基本方針実現のための具体的な取組み

A 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンターテインメント商品・住宅設備関連品などを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(平成20年、平成22年、平成24年)しております。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(平成26年6月に「J o s h i n まごころCSR報告書2014年度版」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会の決議により、一部改定した上で更新いたしました。(以下「前対応方針」といいます。) 前対応方針の有効期間が、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成25年5月13日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。(以下「本対応方針」といいます。)

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(I 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、II 事前開示・株主意思の原則、III 必要性・相当性の原則)を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

平成19年6月22日開催の定時株主総会において導入し、平成22年6月25日開催の定時株主総会の決議により、一部改定した上で更新しました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」が期限を迎えるに当たり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成25年5月13日開催の当社取締役会において、本対応方針に更新することを決定し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において決議されております。

① 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上の取組みについて

A 企業理念

当社は、家電製品・情報通信機器・エンターテインメント商品・オール電化等住宅設備関連品などを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

当社では、「ジョーシんで買い物をして本当によかった」と感じていただけるよう、付加価値の高い「まごころサービス」を提供するための指針として『3つのお約束』を掲げ取組んでおります。

I どこよりも 笑顔ともてなしの あふれるジョーシン!

II どこよりも 感動がある商品提案の できるジョーシン!

III どこにも負けない納得の サポートサービス完備!

また、当社の社是は『愛』であります。“常に相手の立場に立って物事を考え行動する”姿勢を『愛』の一文字に託したものです。当社は、この『愛』の精神を基本とした「まごころサービス」を着実に実践することにより、お客様に「いつも選ばれるジョーシン」であり続けることを目指しております。

さらに当社は、CSR(企業の社会的責任)経営が、創業以来、経営の根本思想としてきたものに通じると考えており、CSR活動の一環として、内部統制システムの整備・公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに積極的に取組んでおります。さらに、省エネ型製品普及推進優良店「省エネルギーセンター会長賞受賞(平成21年度:加古川店、平成22年度大和高田店)」をはじめ省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。加えて、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞(平成20年、平成22年、平成24年)しております。また、大阪府が取り組む事業「大阪EVアクションプログラム」に賛同し、当社岸和田店に太陽光発電システムを併用した電気自動車急速充電システムを設置(平成22年3月)し、地域社会に貢献もしております。平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

B 具体的な取組について

当社は、家電販売を通して「お客様のライフスタイルを提案・サポートし、将来にわたり選ばれ続ける家電専門店を創造すると共に、より一層の企業価値向上に努める」ことを目指して、以下の諸施策に総力を挙げて取り組んでおります。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| I 営業力強化と差別化の推進 | (売上・利益の拡大) |
| II 安定した財務体質の構築 | (収益力・資金力の拡大) |
| III 店舗オペレーションの簡素化 | (生産性の向上) |
| IV 社会的責任のある企業活動の推進と継続 | (企業価値の向上) |
| V 環境変化への柔軟な対応 | (新業態への取組強化) |

とりわけ、家電販売業界における厳しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係と地域社会への貢献を最大限生かし、「高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供」「リーズナブルな価格の提示」「安心確実なアフターサービスの提供」などの取組みを積極的に実行していくことが必要であると考え、基本方針に基づく諸施策を着実に実行しております。

具体的には、家電販売をコア事業として、「どこよりも 笑顔ともてなしのあふれるジョーシン」を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」などを活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『4つの力』を最大限に発揮し、資産効率の高い経営を実践することで当社全体の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指してまいります。

競争環境が一層厳しくなる当業界で生き残っていくには、営業力の基本である「笑顔の接客」と「まごころサービス」の強化を軸に、お客様、取引先、従業員等との強固な信頼関係を継続し、収益力の拡大を図らなくてはなりません。また、強い信頼関係を構築する「品揃え」「付加価値サービス」を通して将来にわたり選ばれる店舗づくりに加え、企業ブランドの価値向上に向けた諸施策に取組み、安定した収益確保と成長を目指してまいります。

さらに、家電販売を補完する付加価値サービスでは、当社グループの強みとして技術集団であるジョーシンサービス株式会社との連携を強化し、他社との差別化の拡大に努めてまいります。その他、基盤整備として当社の人材育成、物流インフラの再整備や強化などの取組み、中長期的な成長戦略に基づく諸施策の実行により当社のさらなる発展を目指してまいります。

② 本対応方針の内容について

A 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるおそれが存在すると考えられる場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

B 本対応方針の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

とりわけ、家電販売業界における厳しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、Ⅰ高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供、Ⅱリーズナブルな価格の提示、Ⅲ安心確実なアフターサービスの提供、Ⅳ地域密着型の店舗づくりなどの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これらが当社の株式の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。また、大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた際には、様々な事項を適切に把握した上、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

したがって、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主共同の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには、当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとって重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を更新することといたしました。

C 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

- I 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない。
- II 提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。
- III 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない等の場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、独立委員会の勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場合がある。

具体的な手続きは、以下のとおりです。

(a) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者による情報提供は、以下の手続により行っていただきます。

i) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法(外国法人の場合)、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を大規模買付ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面(以下「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。

ii) 当社からの情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- イ 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ロ 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ハ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。)の有無、ならびに、その意思連絡が存する場合には、その具体的態様及び内容
- ニ 当社株式の取得単価の算定根拠
- ホ 買付資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容ならびに関連する取引の内容等を含みます。)
- ヘ 大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、店舗計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ト 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための対応策及び当該対応策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- チ 大規模買付行為完了後における当社の取引先、従業員、お客様、その他の利害関係者との関係の変更の有無及びその内容、又はそれらへの方策
- リ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と認める情報

iii) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てにご提出いただきます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は独立委員会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会又は独立委員会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様との判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表します。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、速やかに大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を独立委員会に提出します。

(b) 当社取締役会による評価・検討

- i) 当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨を当社取締役会が相当と判断する時点で開示した後、60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日(その他の方法による買付の場合)が経過するまでの期間で大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います(以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。)。したがって、大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。
- ii) 取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。
- iii) 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

③ 独立委員会の設置

当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置いたしております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任いたしております。

当社取締役会は、大規模買付行為が後記④のAに該当すると認められる場合ならびに後記④のB(a)ないし(g)に記載する類型に該当すると認められる場合においては、対抗措置を発動すべきか否かについて独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、取締役会評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報をもとに、対抗措置を発動すべきか否かを審議・決議し、その決議の内容を当社取締役会に勧告するものとします。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重いたします。

また、独立委員会は、一旦、対抗措置発動の勧告を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の新たな勧告を行うことができるものとします。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応策

A 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法又は定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合、この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

B 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様にご覧に当該大規模買付行為に応じない旨説得することもあります。最終的には、大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、前記Aと同じく、一定の対抗措置をとることがあります。

具体的には以下の類型に該当すると認められる場合です。

- (a) 次の i から iv までに挙げる行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為である場合
- i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
 - ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要なノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
 - iii) 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合
 - iv) 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合
- (b) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付(最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合
- (c) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的に判断される場合
- (d) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、お客様、従業員、提携先、取引先、地域社会との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、お客様、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合
- (e) 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (f) 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- (g) その他(a)ないし(f)に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

C 取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、又は遵守されたものの例外的に企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動又は不発動その他の必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

⑤ 株主及び投資家の皆様に与える影響等

A 本対応方針更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会のほか、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。従いまして、本対応方針を設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

B 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、大規模買付ルールを遵守した場合でも大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式数に応じて、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記Cに記載されている手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記Cに記載されている手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。但し、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

C 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様が新株予約権を割当てることになりますので、新株予約権の割当てを受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

⑥ 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時より発効しており、その有効期限は、同定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。当社は、有効期限満了時の定時株主総会において、改めて、株主の皆様の本対応方針の継続の可否についてご決議いただく予定としております。但し、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することもできます。当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を修正し、変更する場合があります。当社は、本対応方針の廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

- (注) 1 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、②特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4 【事業等のリスク】

(1) 経営成績の変動要因について

当グループの取り扱う家電商品においては、冷蔵庫・エアコン・暖房機等はその時の季節感との相関関係が強く、特に夏・冬の天候如何によって当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、当グループの業績は繁忙月である7月、12月、3月のウエートが高く、特に上半期(4～9月)は繁忙月が7月のみであり、上半期と下半期の業績に偏りが生じる可能性があります。

(2) 店舗展開について

出店先の選定については店舗の採算性を重視しており、賃借料や入居保証金等の出店条件、周辺世帯数、交通アクセス等の立地調査に基づく投資回収期間や予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。この条件に合致する物件が見当たらない場合、出店計画を変更することがあり、これに伴って当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、出店先の商業施設の売上高や集客力が変化した場合や、近隣地域への競合商業施設の出店等により顧客動向が変化した場合等には、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 入居保証金について

店舗の賃借に伴う入居保証金等につきましては、分割返還等により早期回収に努めておりますが、賃貸人が経営破綻等した場合には入居保証金等の全部または一部が回収できなくなる可能性もあるものと認識しております。

(4) 顧客情報の管理について

当グループは、販売戦略としてポイントカードを発行し大量の顧客情報を取り扱っております。平成17年4月全面施行の個人情報保護法に対処すべく、個人情報保護方針、個人情報管理基準等の策定や推進体制の整備を行い、平成17年4月25日付で家電量販事業者として初の「プライバシーマーク」の付与・認定を財団法人日本情報処理開発協会より受け、平成17年5月13日より同マークの使用を開始しております。

しかしながら、今後、犯罪行為等による顧客情報の流出により問題が発生した場合には、その後の事業展開、業績等に影響が及ぶ可能性は否定できません。

(5) 経済動向について

各種法律や規則の改正、会計制度の変更、また株価・金利・為替等の経済的要因の変化により、当グループの事業、業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 自然災害・事故等について

自然災害及び火災・事故等が発生した場合は、当グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、取引先の被災等により通常の商品供給が困難となり、業績に影響を受ける可能性もあります。

(7) その他のリスク

上記以外にも、犯罪被害、システム障害、電力不足による計画停電、新型インフルエンザ等の感染症災害、その他風評被害等が発生する可能性は否定できず、そうした場合には当グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 上記の「事業等のリスク」については、将来予想に関する記述が含まれており、これらの将来予想に関するものについては、当連結会計年度末において入手可能な情報を鑑みて、当グループが予想及び判断したものであります。なお、上記内容については、既知及び未知のリスク、不確実な要因等を含んでおります。

5 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

当グループは既存の小売店と共存共栄を図ることを基本方針として、フランチャイズ契約(トヨタ生活協同組合 他 9 社・全16店舗…第 1 企業の概況 3 事業の内容 参照)を締結しております。フランチャイズ契約の要旨は次のとおりであります。

契約の目的	上新電機株式会社(本部)は、加盟店に対して本部が使用している商号・商標及び経営ノウハウ等を提供し、本部と同一企業イメージで事業を行う権利を与える。 加盟店は、これに対し一定の対価を支払い、本部の指導と援助のもとに継続して営業を行い、相互の繁栄を図ることを目的とする。
仕入及び販売	加盟店の販売商品は本部より仕入れ、本部の提供したノウハウによって消費者に販売し、アフターサービスを行う。
契約期間	契約締結日から2年間。ただし、期間満了6ヵ月前までに当事者のいずれかより解約申出のない時は1年ごとの自動延長。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。なお、個々の「重要な会計方針及び見積り」については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載の通りであります。

(2) 財政状態の分析

① 当連結会計年度末の資産、負債、純資産の分析

当連結会計年度末は前連結会計年度末に比べ、資産は流動資産が104億21百万円増加し、固定資産が9億70百万円増加したため、合計で113億88百万円増加し、当連結会計年度末の資産合計は1,824億11百万円となりました。

負債は流動負債が42億83百万円増加し、固定負債が36億90百万円増加したため、合計で79億74百万円増加し、当連結会計年度末の負債合計は1,204億61百万円となりました。

純資産は利益剰余金の増加等により株主資本が26億64百万円増加し、その他の包括利益累計額が7億49百万円増加したため、合計で34億14百万円増加し、当連結会計年度末の純資産合計は619億49百万円となりました。

② 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べて9.8%増加の4,017億98百万円となりました。これは主に、夏の記録的猛暑や消費税率引き上げ前の駆け込み需要等により、冷蔵庫、洗濯機、エアコンといった白物家電に加えて、アナログ停波以降前年割れが続いた薄型テレビ等の映像関連商品も堅調に推移したことによります。

一方、商環境は、相次ぐ競合店の出店やネット販売の拡大により、価格・サービスによる企業間の競争がますます激しくなっており、より一層厳しい経営環境下にありました。

店舗展開につきましては、本格的な自社開発の複合店舗である「外環柏原店」を含め計17店舗の出店を行うとともに5店舗を撤収した結果、当連結会計年度末の店舗数は217店舗となりました。

② 売上総利益、営業利益

当連結会計年度の売上総利益は前連結会計年度に比べて8.0%増加の813億19百万円となり、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べて5.8%増加した結果、営業利益は前連結会計年度に比べて36.3%増加の73億91百万円となり、売上高営業利益率は前連結会計年度より0.3ポイント改善し、1.8%となりました。

③ 営業外損益、経常利益

当連結会計年度の営業外損益は、前連結会計年度に比べて営業外収益が1.0%減少し、営業外費用が9.4%増加しました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて36.0%増加の72億37百万円となり、売上高経常利益率は前連結会計年度より0.3ポイント改善し、1.8%となりました。

④ 特別損益、当期純利益

当連結会計年度の特別損益については、遊休不動産の売却による固定資産売却益等により、特別利益は合計で236百万円となりました。

また、当グループでは店舗のスクラップアンドビルドによる「店舗力の強化」が必要不可欠であると考えておりますことから、当連結会計年度においても店舗の撤収または改装等に伴う減損損失、貸倒引当金繰入額及び店舗閉鎖損失引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、特別損失は合計で16億87百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当期純利益は前連結会計年度に比べて12.2%減少の30億37百万円となり、1株当たり当期純利益金額は前連結会計年度に比べて8.84円減少の60.78円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、当社(連結財務諸表提出会社)並びに連結子会社の営業網の強化と売場効率の改善を図るため、店舗の新設や既存店舗の改装等を行い、さらに翌連結会計年度以降の店舗開設の先行投資を行いました。

この結果、上記に係る設備投資(差入保証金を含む)の実施額は123億16百万円となりました。

また、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

なお、当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
岸和田店 (大阪府岸和田市) 他大阪府56店舗 〔うち賃借店舗36店〕	店舗設備	8,225	803	12,335 (59)	71	4,707	26,142	798
三宮1ばん館 (神戸市中央区) 他兵庫県31店舗 〔うち賃借店舗21店〕	店舗設備	3,317	435	870 (6)	20	1,615	6,259	433
京都1ばん館 (京都市右京区) 他京都府11店舗 〔うち賃借店舗5店〕	店舗設備	2,945	177	582 (4)	5	694	4,404	159
水口店 (滋賀県甲賀市) 他滋賀県9店舗 〔うち賃借店舗8店〕	店舗設備	830	134	842 (9)	—	465	2,271	124
郡山店 (奈良県大和郡山市) 他奈良県12店舗 〔うち賃借店舗7店〕	店舗設備	1,981	281	606 (5)	2	612	3,485	186
和歌山店 (和歌山県和歌山市) 他和歌山県7店舗 〔うち賃借店舗3店〕	店舗設備	1,280	145	—	1	454	1,881	95
明和店 (三重県多気郡明和町) 他三重県7店舗 〔うち賃借店舗7店〕	店舗設備	681	190	255 (5)	1	345	1,474	103
アウトレット三鷹店 (東京都三鷹市) 他東京都1店舗 〔賃借店舗〕	店舗設備	38	3	—	—	30	72	14
港北インター店 (横浜市都筑区) 他神奈川県2店舗 〔賃借店舗〕	店舗設備	293	106	—	—	257	657	48
こしがや店 (埼玉県越谷市) 他埼玉県8店舗 〔うち賃借店舗7店〕	店舗設備	724	208	414 (3)	1	526	1,875	109
アウトレット浦安店 (千葉県浦安市) 他千葉県3店舗 〔うち賃借店舗3店〕	店舗設備	556	58	—	1	161	777	43
キッズランド大須店 (名古屋市中区) 他愛知県13店舗 〔うち賃借店舗11店〕	店舗設備	1,833	310	668 (10)	1	716	3,530	153
多治見店 (岐阜県多治見市) 他岐阜県3店舗 〔うち賃借店舗3店〕	店舗設備	295	75	—	—	252	623	61
焼津インター店 (静岡県焼津市) 〔賃借店舗〕	店舗設備	26	9	—	—	56	91	13
岡山岡南店 (岡山市北区) 他岡山県1店舗 〔うち賃借店舗1店〕	店舗設備	589	91	670 (6)	0	50	1,402	25
本社 (大阪市浪速区) 〔賃借建物〕	事務所設備	47	8	—	10	321	387	210
なんばビル (大阪市浪速区)	事務所設備	639	6	262 (0)	0	385	1,293	134

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
関西物流センター (大阪市住之江区) [賃借建物]	倉庫設備	39	4	—	34	344	422	10

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
2 その他有形固定資産には、リース資産を含んでおります。
3 現在休止中の重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積千㎡)	その他有形 固定資産	差入保証金	合 計	
北信越 ジョーシン 株式会社	富山本店 (富山県富山市) 他富山県5店舗 [うち賃借店舗5店]	店舗設備	487	96	454 (6)	0	189	1,228	75
	金沢本店 (石川県金沢市) 他石川県5店舗 [うち賃借店舗5店]	店舗設備	384	71	—	0	464	920	48
	福井本店 (福井県福井市) 他福井県1店舗 [うち賃借店舗1店]	店舗設備	167	13	257 (2)	0	99	538	23
	長野インター店 (長野県長野市)	店舗設備	288	55	—	0	8	352	12
	亀貝店 (新潟市西区) 他新潟県9店舗 [うち賃借店舗5店]	店舗設備	1,077	142	101 (1)	0	443	1,764	124
	山形嶋店 (山形県山形市)	店舗設備	404	27	—	—	14	446	13
ジェー・ イー・ネ クスト株 式会社	BOOK OFF大阪 難波中店 (大阪市浪速区) 他大阪府6店舗 [うち賃借店舗5店]	店舗設備	30	12	—	—	0	42	14
	T S U T A Y A大蔵谷 店 (神戸市西区) 他兵庫県2店舗 [賃借店舗]	店舗設備	20	3	—	—	—	23	6
	BOOK OFF滋賀 水口店 (滋賀県甲賀市) 他滋賀県1店舗 [賃借店舗]	店舗設備	14	5	—	—	8	28	3

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額は含んでおりません。
2 現在休止中の重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)		着工年月	完成予定 年 月	完成後の 予定売場 面積(m ²)
			総 額	既支払額			
提出会社	高槻大塚店 (大阪府高槻市)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	255	64	平成26年 3月	平成26年 5月	2,359
	福崎店 (兵庫県神崎郡福崎町)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	449	136	平成26年 1月	平成26年 6月	2,424
	三木青山イオン店 (兵庫県三木市) [賃借店舗]	店舗の新設 (内装・差入保証金)	155	—	平成26年 5月	平成26年 6月	2,331
	田辺店 (和歌山県田辺市)	店舗の新設 (内装)	45	—	平成26年 6月	平成26年 6月	2,433
	瑞穂店 (岐阜県瑞穂市)	店舗の新設 (建物・内装・差入保証金)	829	245	平成26年 1月	平成26年 6月	2,689

- (注) 1 今後の所要資金は自己資金によりまかなう予定であります。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,568,067	57,568,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	57,568,067	57,568,067	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年7月16日発行）

平成22年7月1日 取締役会決議		
	当事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,500	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,674,082 (注)1	2,674,082 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 934.9 (注)2	1株につき 934.9 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～ 平成27年7月14日 (注)7	平成22年9月1日～ 平成27年7月14日 (注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	新株の発行に代えて、当社自己株式を交付する予定であります。	新株の発行に代えて、当社自己株式を交付する予定であります。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができません。	各本新株予約権の一部については、行使することができません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,500	2,500

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権にかかる本社債の金額の総額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額としております。

転換価額は、当初937円としております。ただし、転換価額は(注)3から(注)6に定めるところにより調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

3 (1)当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①時価((注)5(3)に定義しております。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とします。以下同じ。)の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。

- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ③時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)(以下「取得請求権付株式等」といいます。)を発行する場合。
調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。ただし、取得請求権付株式等の発行が当社に対する大規模買付行為の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときには、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の条件でその全てが行使または適用され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の翌日以降これを適用します。
- ④上記①から③にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- 4 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称します。)をもって転換価額を調整します。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$
- 「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- (2) 「特別配当」とは、平成27年7月14日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含みます。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てます。))に15を乗じた金額とします。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいいます。
- (3) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。
- 5 転換価額の調整については、以下の規定を適用します。
- (1) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行いません。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとします。
- (2) 転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

- (3) 転換価額調整式で使用する「時価」は、①新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、(注)3(2)④の場合は当該基準日)、②特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。
- この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- (4) 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に(注)3または(注)6に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。
- 6 (注)3から(注)5により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行います。
- (1) 株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除きます。)、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (2) 上記(1)のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (5) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 7 以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。)
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日
 - (3) 期中償還請求により償還される本社債に付された本新株予約権については、支払代理人に期中償還請求に要する事項として当社の定める事項を通知した日以降
 - (4) 平成27年7月14日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 - (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとします。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- 8 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- (1) 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限り)は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記(2)に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となります。本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。
 - (2) 承継新株予約権の内容は次に定めるところによります。
 - ① 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。
 - ② 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。
 - ③ 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- ④承継新株予約権付社債の転換価額
承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、(注)3から(注)6に準じた調整を行います。
- ⑤承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- ⑥承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が(注)7(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- ⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- ⑧その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使することができません。
- ⑨承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めておりません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)	2,832	57,568	402	15,121	397	5,637

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	48	19	298	93	—	2,405	2,863	—
所有株式数 (単元)	—	18,475	434	20,021	2,149	—	16,358	57,437	131,067
所有株式数 の割合(%)	—	32.17	0.76	34.86	3.74	—	28.48	100.00	—

(注) 自己株式7,182,492株は、「個人その他」に7,182単元、「単元未満株式の状況」に492株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
上新電機社員持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6-5	3,183	5.52
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	2,700	4.69
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	2,502	4.34
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,200	2.08
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,143	1.98
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006	1,085	1.88
シャープエレクトロニクスマーケティング株式会社	大阪市阿倍野区长池町22-22	1,046	1.81
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,013	1.75
ソニーマーケティング株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	999	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	917	1.59
計	—	15,788	27.42

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 705千株

2 上記のほか当社所有の自己株式7,182千株(12.47%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,182,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,255,000	50,255	—
単元未満株式	普通株式 131,067	—	—
発行済株式総数	57,568,067	—	—
総株主の議決権	—	50,255	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式492株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	7,182,000	—	7,182,000	12.47
計	—	7,182,000	—	7,182,000	12.47

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランは、「上新電機社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、「上新電機社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)が、5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得し、取得後、信託終了時点までに持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合に、当該株式売却益相当額を残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配します。また当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき当社が弁済します。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有の促進により従業員の財産形成を達成することを狙いとしています。また、持株会が市場の流動性の影響を受けることなく円滑に当社株式の買付けを行うことができ、さらには従業員の利益を代表する信託管理人が従業員の意思を反映して従持信託内の当社株式に係る議決権行使を行うことから、従前以上に従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることが可能となり、当社のコーポレート・ガバナンスを一層向上させる効果が期待できると考えております。

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

1,545千株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を満たす当社社員持株会会員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	480	405,600
当期間における取得自己株式	613	491,013

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	200,000	162,203,040	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増し)	—	—	—	—
保有自己株式数	7,182,492	—	7,183,105	—

(注) 当期間における処理及び保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、収益の向上を図り経営基盤の強化に努めるとともに、株主のみなさまに対する利益還元を充実していくことが経営の重要課題であると認識しております。

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって期末配当金として剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。また、当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本的な考え方に基づき、予定通り1株当たり16円を期末配当金としております。

内部留保資金の用途につきましては、新店舗の開設、既存店舗の改装等の設備資金及び情報化投資等に活用し、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成26年6月27日定時株主総会決議	806	16

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	862	991	927	948	923
最低(円)	501	717	751	725	732

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高(円)	844	810	811	858	804	828
最低(円)	773	754	770	773	732	760

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	土井 栄次	昭和16年3月15日生	昭和38年4月 京都ダイカスト工業株式会社 (現・株式会社アーレステイ)入社 昭和47年12月 当社入社 昭和55年3月 総務部長 昭和60年5月 取締役総務部長 平成4年2月 ジョーシンサービス株式会社(連 結子会社)代表取締役社長 平成6年4月 取締役関西第3事業本部長 平成7年6月 常務取締役関西第3事業本部長 平成10年6月 取締役副社長兼大阪中央事業本部 長 平成13年4月 取締役副社長兼営業本部長 平成13年10月 代表取締役社長 平成24年6月 代表取締役会長(現)	(注)3	37,061
代表取締役 社長	営業本部長 兼 地域営業支援本 部長	中嶋 克彦	昭和28年1月7日生	昭和51年4月 当社入社 平成2年4月 J&P事業部長 平成4年9月 株式会社大塚商会入社 平成8年3月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社取締役上席常務執行役員 平成22年10月 当社顧問 平成23年6月 エレコム株式会社社外取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長 平成25年2月 代表取締役社長兼営業本部長 平成25年6月 代表取締役社長兼営業本部長兼地 域営業支援本部長(現)	(注)3	42,000
代表取締役 副社長	経営企画 本部長	金谷 隆平	昭和31年1月30日生	昭和54年3月 当社入社 平成5年7月 総務部長 平成10年6月 取締役総務部長 平成11年6月 ジョーシンテック株式会社(連結 子会社)代表取締役社長(現) 平成13年4月 取締役総合企画部長 平成13年10月 取締役社長室長 平成14年3月 取締役営業企画本部長 平成14年6月 常務取締役営業本部長 平成16年6月 常務取締役経営企画本部長兼総務 部長 平成18年4月 常務取締役経営企画本部長 平成18年10月 専務取締役経営企画本部長 平成20年7月 代表取締役専務経営企画本部長 平成23年6月 代表取締役副社長経営企画本部長 (現)	(注)3	48,000
代表取締役 専務	経営管理 本部長	宇多 敏彦	昭和26年11月17日生	昭和49年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社 りそな銀行)入行 平成12年6月 同行京都支店支店長 平成13年6月 当社取締役経理部長 平成16年6月 常務取締役経営管理本部長兼経理 部長 平成22年6月 代表取締役常務経営管理本部長兼 経理部長 平成23年6月 代表取締役専務経営管理本部長兼 経理部長 平成26年4月 代表取締役専務経営管理本部長 (現)	(注)3	41,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常務取締役	営業本部 副本部長	西岡 裕	昭和27年3月26日生	昭和51年4月 平成4年4月 平成9年4月 平成10年6月 平成12年4月 平成13年9月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成16年9月 平成17年6月 平成21年4月 平成22年12月 平成24年11月 平成25年2月 平成26年4月	当社入社 業態開発事業部長 J & E 事業部長 J & E 事業部長兼商品第3部長 J & E 営業部長 ジェー・イー・ネクスト株式会社 (連結子会社)代表取締役社長(現) 取締役J & E 営業部長 取締役営業本部営業企画担当副本 部長兼販売促進部長兼J & E 営業 部長 取締役営業本部長兼販売促進部長 兼J & E 営業部長 取締役営業本部長 常務取締役営業本部長 常務取締役事業開発本部長 常務取締役事業開発本部長兼J F C 営業部長 ジェイ・ホビー株式会社(連結子 会社)代表取締役社長(現) 常務取締役営業本部副本部長兼J F C 営業部長、J & E 営業部、法 人営業部管掌 常務取締役営業本部副本部長、J & E 営業部、法人営業部、J F C 営業部管掌(現)	(注) 3	40,000
取締役	営業本部 副本部長 兼 関西営業部長 兼 C S 推進部長	横山 晃一	昭和38年3月5日生	昭和60年3月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年9月 平成17年6月 平成20年6月 平成20年10月 平成20年11月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年10月 平成24年4月 平成25年2月 平成25年6月 平成25年6月 平成26年4月	当社入社 関西北営業部・北大阪エリアマネ ジャー ピットワン営業部長 関西営業部長兼中央エリアマネ ジャー 取締役関西営業部長 兵庫京都ジョーシン株式会社(連 結子会社)代表取締役社長(現) 取締役営業本部副本部長兼関西 営業部長 滋賀ジョーシン株式会社(連結子 会社)代表取締役社長(現) 取締役営業本部長兼関西営業部長 和歌山ジョーシン株式会社(連結 子会社)代表取締役社長(現) 中四国ジョーシン株式会社(連結 子会社)代表取締役社長(現) 取締役営業本部長 取締役営業本部副本部長、関西 営業部、東京東海営業部、エコビ ジネス推進部、C S 推進部、営業統 轄部管掌 取締役営業本部副本部長兼C S 推 進部長、関西営業部、東京東海 営業部、エコビジネス推進部、営業 統轄部管掌 東海ジョーシン株式会社(連結子 会社)代表取締役社長(現) 関東ジョーシン株式会社(連結子 会社)代表取締役社長(現) 取締役営業本部副本部長兼関西 営業部長兼C S 推進部長、東京東海 営業部、スマートライフ推進部、 リユースビジネス推進センター、 営業統轄部管掌(現)	(注) 3	32,000
取締役	営業本部 副本部長 兼 J - w e b 営業部長	尾上 公一	昭和29年11月29日生	昭和53年3月 平成13年10月 平成15年4月 平成17年10月 平成19年4月 平成23年6月 平成25年2月 平成25年6月	当社入社 日本橋8ばん館店長 カスタマーソリューション営業部 e ビジネス営業課長 J & P 営業部副部長 J - w e b 営業部長 取締役J - w e b 営業部長 取締役営業本部副本部長兼J - w e b 営業部長、商品部、販売促進 部管掌 取締役営業本部副本部長兼J - w e b 営業部長、商品部、販売促進 部、物流管理センター管掌(現)	(注) 3	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	浄 弘 晴 義	昭和32年3月9日生	昭和60年4月 当社入社 平成8年4月 店舗企画運営部長 平成9年4月 カードマーケティング部長 平成10年6月 兵庫北摂京滋事業本部・北摂エリアマネジャー 平成11年4月 関西事業本部・北大阪エリアマネジャー 平成12年4月 日本橋営業部長兼東大阪エリアマネジャー 平成13年4月 商品部スーパーバイザー 平成14年4月 商品部SVグループ・ゼネラルスーパーバイザー 平成14年10月 営業統轄部長 平成16年6月 取締役営業統轄部長 平成18年9月 取締役営業統轄部長兼CS推進部長兼お客様相談室長 平成19年4月 取締役営業統轄部長兼CS推進部長 平成25年6月 取締役経営企画本部開発部管掌(現)	(注)3	184,000
取締役	—	前 平 哲 男	昭和28年11月15日生	昭和47年3月 当社入社 平成8年4月 ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)企画管理部長 平成11年4月 営業統括部長 平成12年4月 営業管理部長 平成13年10月 総務部長 平成14年3月 社長室長 平成16年6月 営業本部物流サービス担当部長 平成16年6月 ジャプロ株式会社(現・ジョーシンサービス株式会社、連結子会社)代表取締役社長(現) 平成17年6月 取締役営業本部・物流サービス担当部長 平成17年12月 ジャプロ株式会社(連結子会社)代表取締役社長(現) 平成25年6月 取締役営業本部サービス担当(現)	(注)3	27,000
取締役	総務部長	田 中 幸 治	昭和38年11月18日生	昭和61年3月 当社入社 平成14年4月 総務部副部長 平成18年4月 総務部長 平成22年6月 取締役総務部長(現)	(注)3	15,000
取締役	—	岩 田 直 樹	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行 平成16年4月 株式会社りそな銀行執行役マーケティング戦略部担当 平成16年10月 株式会社りそなホールディングス執行役商品企画部担当 平成17年10月 同行執行役員ネットワークビジネス部担当兼コンシューマバンキング部担当 平成18年6月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行取締役兼専務執行役員 平成21年6月 同行代表取締役社長兼執行役員 平成25年4月 同行取締役会長 平成25年6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長(現) 平成26年6月 当社取締役(現)	(注)3	—
監査役 常勤	—	野 口 嘉 夫	昭和19年9月26日生	昭和43年4月 当社入社 平成2年2月 ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)代表取締役専務 平成2年6月 当社取締役 平成4年2月 取締役情報システム本部長 平成10年6月 取締役監査部長 平成12年4月 取締役経営管理本部長 平成13年4月 取締役店舗開発部長 平成15年6月 常勤監査役(現)	(注)4	34,425
監査役 常勤	—	山 崎 岩 夫	昭和24年6月20日生	昭和47年3月 当社入社 平成12年11月 総務本部付部長 平成13年4月 人事部長 平成13年6月 取締役人事部長 平成14年1月 取締役総務部長 平成16年6月 常勤監査役(現)	(注)5	28,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 常勤	—	保田春久	昭和25年8月31日生	昭和49年4月 株式会社協和銀行(現・株式会社りそな銀行)入行 平成6年1月 株式会社あさひ銀行(現・株式会社りそな銀行)姫路支店支店長 平成8年1月 同行大阪恵美須支店支店長 平成11年9月 同行検査部(大阪分室)検査役 平成12年1月 同行千本支店支店長 平成13年6月 当社常勤監査役(現)	(注)5	21,000
監査役	—	表久守	昭和10年4月14日生	昭和41年4月 弁護士登録 昭和60年4月 大阪弁護士会副会長 平成5年4月 大阪弁護士会業務対策委員長 平成6年6月 当社監査役 平成7年4月 日本弁護士連合会理事 平成9年6月 当社監査役退任 平成10年6月 当社監査役(現)	(注)5	—
計						555,486

- (注) 1 取締役岩田直樹は、社外取締役であります。
2 監査役保田春久及び表久守は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役野口嘉夫の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役山崎岩夫、保田春久及び表久守の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
富田英孝	昭和14年2月16日生	昭和40年10月 公認会計士登録 平成元年5月 太田昭和監査法人(現・新日本有限責任監査法人)代表社員 平成16年6月 公認会計士富田事務所(現) 平成19年6月 OUGホールディングス株式会社社外監査役(現) 平成21年6月 株式会社サカイ引越センター社外監査役(現) 平成25年7月 ICS税理士法人代表社員(現) 平成26年1月 ロングライフホールディング株式会社社外監査役(現)	(注)	1,000

(注) 補欠監査役の任期は、その就任の時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当グループは、創業以来長年培ってまいりました家電小売業への取り組みを強化しつつ、変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応できる経営管理組織を目指しております。

当グループでは、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しておりますが、一層のコーポレート・ガバナンスの強化のため社外取締役を1名選任しております。一方で、監査役制度の強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、また、うち3名は常勤監査役であります。

A 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社(連結財務諸表提出会社)は以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、この基本方針に基づき、会社法及び会社法施行規則に定める当グループの業務の適正を確保するための体制を、また、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制を整備及び運用してまいります。

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者(経営企画本部長を務める取締役)を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
- ii) コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- iii) 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- iv) 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談又は通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- v) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

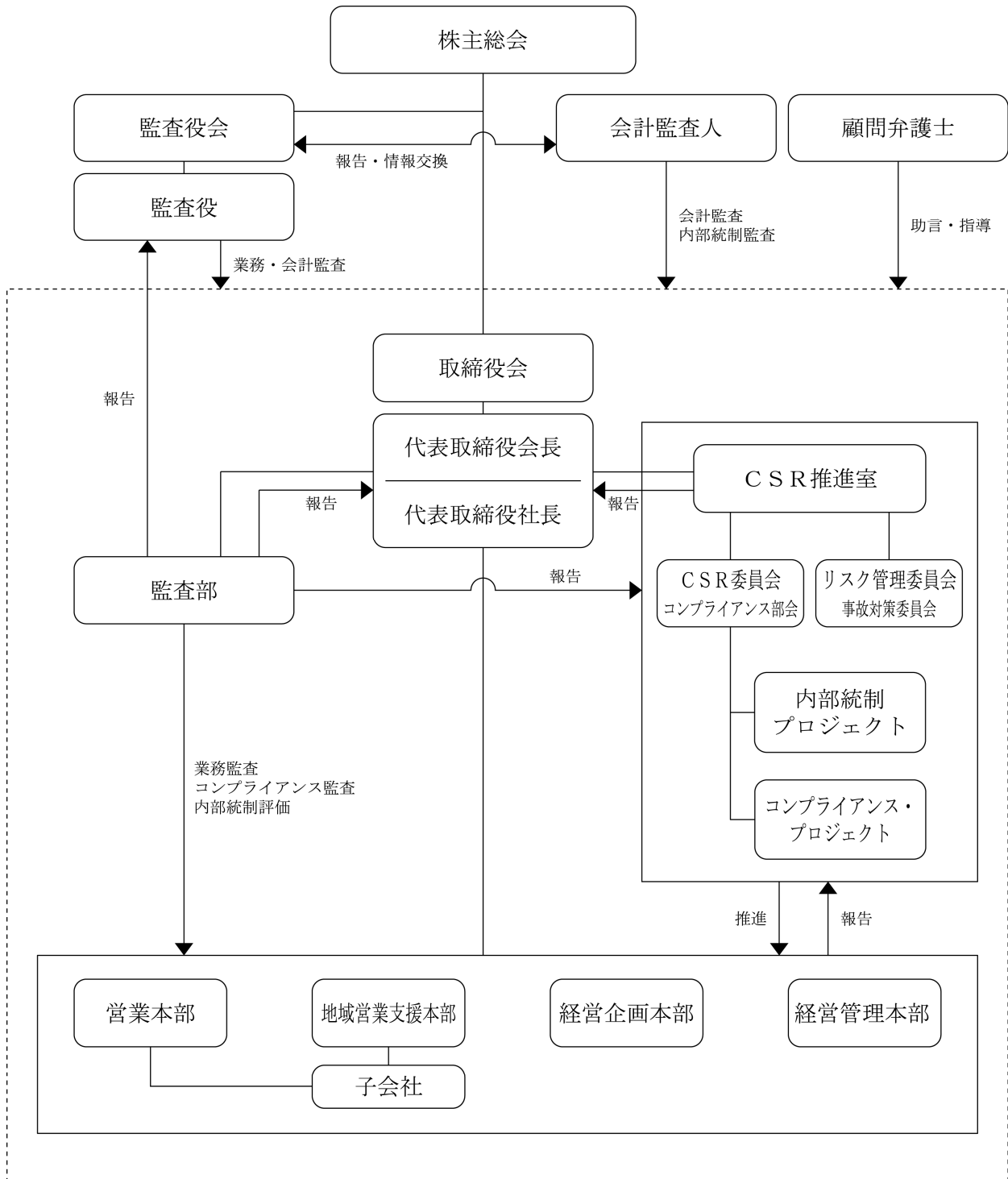
- i) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアルに従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ii) 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- i) 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当グループを取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ii) リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- iii) 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当グループ各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期的なグループの経営戦略に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
 - ii) 定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - iii) 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 - iv) 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。
- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 子会社取締役に当社在籍取締役に就任させる。
 - ii) 子会社監査役に当社監査役に就任させる。
 - iii) グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、グループ全体のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
 - iv) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
 - ii) 当該使用人に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ii) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (h) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
 - ii) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。

以上のコーポレート・ガバナンス体制を図で示しますと、次のとおりであります。



(平成26年6月30日現在)

B 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会終了後、決議通知とともに「営業のご報告」として各種会社情報を記載した冊子を株主の皆様へ送付しております。

C I Rに関する活動状況

当社では、「経営企画本部」内の「経営企画部」がI Rを担当しており、I Rに関する活動を次のとおり実施しております。

- i) 機関投資家、アナリスト等の要請に応じるため、適時、ミーティング形式での個別説明会を実施しております。
- ii) ホームページ(<http://www.joshin.co.jp/>)上において、決算(四半期決算)短信、有価証券(四半期)報告書、会社案内、その他適時開示資料等を掲載しております。
- iii) I R関連雑誌への会社情報や株主優待制度の掲載等により、主に個人投資家を対象にしたI R活動を行っております。
- iv) 当グループの各種取引先の皆様に、半年ごとに決算(第2四半期決算)説明会を開催し、会長、社長及び経理担当取締役が決算の内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。

D ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社は、お客様、取引先の皆様、株主の皆様、従業員等のステークホルダーの立場の尊重について規定した「ジョーシングループ行動宣言」を制定しております。

(a) 環境保全活動等の実施

当社の本社ビルは環境マネジメントシステムの国際標準規格ISO14001の認証を、またジョーシサービス株式会社(連結子会社)ファクトリーサービス部は品質管理及び品質保証活動の国際標準規格ISO9001の認証をそれぞれ取得しております。更に、都市部のヒートアイランド現象等を緩和するために屋上緑化庭園「ジェイ・ガーデン」の当社本社ビルへの設置や緑化駐車場「ジェイ-ecoパーキング」の岸和田店他39店舗への導入、省エネ家電普及促進活動の一環として「スマートライフジャパン推進フォーラム」への参加、及び積極的な環境配慮型商品の販売促進により「省エネ型製品普及推進優良店表彰」(財団法人省エネルギーセンター)において、大和高田店が「省エネルギーセンター会長賞」を受賞するなど、地域社会の人々が安心かつ快適で健康に暮らせる環境の維持と創造を社会的使命とする、責任ある企業活動を目指しております。

(b) CSR活動等の実施

当社は社長直轄のCSR推進室を設置し、CSR委員会の開催やグループ行動規範の制定等、当グループが果たすべき社会的責任に関する政策立案やコンプライアンスの推進にあっております。既に、お客様の個人情報を含む情報資産を保護するため、情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針を制定するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、グループ全体で推進活動を展開しております。この結果、当社は平成17年4月25日付で大企業小売販売事業者として初の「プライバシーマーク」の付与・認定を財団法人日本情報処理開発協会より受け、平成17年5月13日より同マークの使用を開始しております。

更に、平成18年5月には「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、平成19年12月には「製品安全自主行動指針」を制定するなど、当グループのステークホルダーに対する社会的責任を果たすための体制整備と推進活動を展開しております。この結果、日頃の製品安全活動が評価され、平成20年11月、平成22年11月及び平成24年11月に「製品安全対策優良企業表彰 経済産業大臣賞」を、大企業小売販売事業者部門において初めて3連続受賞しました。また、財団法人家電製品協会より、平成25年4月には家電リサイクル券取扱優良店としてFC店舗・サービスセンター等を含め220部署が推奨されております。

なお、これらの取り組みをまとめたCSR報告書を平成18年6月に家電量販事業者で初めて発行しております(平成26年6月に「JoshinまごころCSR報告書2014年度版」を発行)。

② 内部監査及び監査役監査

当グループの内部監査機能として、社長直轄の監査部(13名)が各部門の内部監査を定期的実施し、業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止及び業務改善の助言を行っており、内部監査の結果等については毎月定期的に社長及び監査役へ報告しております。また、監査部は、会計監査人と連携しながら財務報告に係る内部統制について評価範囲内の全プロセスに対してその整備面、運用面に不備がないかを確認する体制を整えております。

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。なお、常勤監査役保田春久(社外監査役)は、金融機関での長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、監査役会規則に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監督・監査しております。

当社では、会計監査人である新日本有限責任監査法人から、公正不偏の立場から会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、監査役会に対して決算及び四半期決算に関する監査内容や結果の報告が行われております。また、CSR委員会(内部統制プロジェクト及びコンプライアンス・プロジェクトを統括)では、コンプライアンス統括責任者(経営企画本部長を務める取締役)を委員長に、各部門責任者、子会社の代表者、労働組合代表者を委員とし、オブザーバーとして監査役に参加を求めています。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、営業の現場の実態を熟知し、実効性・効率性のある意思決定を行うため、取締役の多くが業務執行を担当しております。

一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を活用するとともに経営体制の強化と透明性の更なる向上を目的として、平成26年6月27日開催の定時株主総会において独立役員である社外取締役を選任しております。

当社の社外取締役は1名であります。当社は、社外取締役岩田直樹が銀行出身者であり、特に財務部門の専門的な知識・経験を生かし、また、企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言・提言を受けることができると考えております。同氏と当社との関係につきましては、人的関係、資金的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者ですが、同行の当社株式持株比率は5%未満であります。同行からの借入金は負債総額比では1割程度しかありません。また金融機関借入総額に占める割合は3割程度ですが、当社では借入金割合が1割以上の借入先は他に3社あり、株式会社りそな銀行への借入依存度は突出しておらず、同行からの借入金は十分に代替可能であります。加えて同氏は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定された公益財団法人の理事長に就任していることから、当社の経営が同行の意向に影響を受ける可能性はなく、十分な独立性が確保されていると考えております。

当社は、監査役制度の充実強化を進めており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、3名は常勤監査役であります。また、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名(社外監査役)を選任しております。

社外監査役を含む監査役全員は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っていると考えております。

当社は、社外監査役保田春久が銀行出身者であり、特に財務部門の専門的な知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができると考えております。同氏と当社との関係につきましては、「5 役員 の状況」の所有株式数欄に記載のとおり、同氏が当社の株式を所有しておりますが、人的関係、資金的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。なお、同氏は平成13年3月まで、当社取引銀行であります株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)に在籍しておりましたが、現在は退職して10年以上が経過しており、同行の意向に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と継続して取引を行っており、同行に対する借入依存度は突出していないことから、同行の意向に影響を受ける可能性はなく、十分な独立性が確保されていると考えております。

当社は、社外監査役表久守が弁護士としての専門的な知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができると考えております。同氏と当社との関係につきましては、人的関係、資金的関係または取引関係その他において特別な利害関係はありません。また、同氏は当社から役員報酬以外の金銭及びその他の財産上の利益を受けている事実はなく、十分な独立性が確保されていると考えております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所の社外役員・独立役員の独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外監査役保田春久は常勤監査役であるため、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、「② 内部監査及び監査役監査」に記載のものと同一であります。

④ 役員の報酬等

A 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	183	183	—	—	—	12
監査役 (社外監査役を除く。)	31	31	—	—	—	2
社外役員	19	19	—	—	—	2

B 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

C 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与に重要なものがないため、記載しておりません。

D 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等について次のとおり定款に定めております。

(a) 取締役の報酬等

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(b) 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

⑤ 株式の保有状況

A 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 44銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 3,260百万円

B 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ダイキン工業(株)	158,900	596	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
住友不動産(株)	76,000	269	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)奥村組	441,000	169	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	392,890	166	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	309,013	152	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)名古屋銀行	336,263	135	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
東洋テック(株)	125,000	127	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
因幡電機産業(株)	37,600	110	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
日本金銭機械(株)	100,000	100	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
イズミヤ(株)	193,000	95	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	162,610	90	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)ワキタ	87,000	81	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
シャープ(株)	258,000	77	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)ジャックス	126,000	61	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
第一生命保険(株)	450	57	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)電響社	94,000	48	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
大和ハウス工業(株)	25,000	45	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
コーナン商事(株)	30,300	34	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)山善	53,700	33	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)サカイ引越センター	15,000	33	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)千葉銀行	51,000	33	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
カシオ計算機(株)	38,200	28	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
情報技術開発(株)	34,900	24	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	11,224	23	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)関西スーパーマーケット	25,000	20	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	4,420	17	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
フジテック(株)	16,000	14	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)常陽銀行	25,000	12	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
コナミ(株)	6,617	12	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
イオンモール(株)	4,000	10	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため

(注) (株)名古屋銀行以下の25銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、上位30銘柄について記載しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ダイキン工業(株)	158,900	886	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
住友不動産(株)	76,000	313	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)奥村組	441,000	193	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
日本金銭機械(株)	100,000	183	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	309,013	157	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
因幡電機産業(株)	37,600	123	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
東洋テック(株)	125,000	123	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)名古屋銀行	336,263	119	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	224,990	103	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)ワキタ	87,000	102	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
イズミヤ(株)	193,000	94	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	162,610	92	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
シャープ(株)	258,000	79	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
第一生命保険(株)	45,000	66	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)ジャックス	126,000	54	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)電響社	94,000	54	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)サカイ引越センター	15,000	52	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
大和ハウス工業(株)	25,000	45	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
カシオ計算機(株)	38,200	44	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)山善	53,700	33	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)千葉銀行	51,000	31	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
コーナン商事(株)	30,300	31	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
情報技術開発(株)	34,900	28	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
MS & AD インシュアランスグループホールディングス(株)	11,224	26	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)関西スーパーマーケット	25,000	20	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
フジテック(株)	16,000	20	店舗開発・保守に関する業務の円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	4,420	19	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
コナミ(株)	7,230	17	商品・サービスに関する業務の円滑な推進のため
(株)関西アーバン銀行	129,000	14	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため
(株)常陽銀行	25,000	12	財務・経理・総務に関する業務の円滑な推進のため

(注) 因幡電機産業(株)以下の25銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、上位30銘柄について記載しております。

C 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	967	1,147	7	—	519

⑥ 会計監査の状況

A 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員	林 由佳	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	村上 和久	

(注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

B 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名
その他 11名

⑦ 定款で定める取締役の定数及び取締役の選任の決議要件の内容

A 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

B 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及び理由

A 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

B 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	—	37	—
連結子会社	—	—	—	—
計	37	—	37	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報提供を受けるとともに、セミナー等への参加による情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,617	6,293
受取手形及び売掛金	10,435	19,544
たな卸資産	※1 66,975	※1 66,517
繰延税金資産	3,960	3,617
その他	6,523	6,959
貸倒引当金	△25	△25
流動資産合計	92,486	102,907
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,003	29,035
工具、器具及び備品（純額）	3,365	3,540
土地	※3 25,394	※3 22,678
建設仮勘定	605	351
その他（純額）	691	1,712
有形固定資産合計	※2 54,060	※2 57,318
無形固定資産	2,218	2,059
投資その他の資産		
投資有価証券	3,749	4,414
長期貸付金	13	14
繰延税金資産	1,619	880
退職給付に係る資産	-	139
差入保証金	15,957	13,946
その他	955	1,010
貸倒引当金	△43	△283
投資その他の資産合計	22,252	20,123
固定資産合計	78,530	79,501
繰延資産		
社債発行費	5	2
繰延資産合計	5	2
資産合計	171,022	182,411

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,476	30,564
短期借入金	8,150	3,900
1年内返済予定の長期借入金	14,862	13,761
1年内償還予定の社債	80	-
未払法人税等	315	2,042
賞与引当金	1,622	2,101
ポイント引当金	4,613	4,535
店舗閉鎖損失引当金	67	103
転貸損失引当金	43	-
その他	15,355	23,861
流動負債合計	76,586	80,869
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,500
長期借入金	24,463	28,325
再評価に係る繰延税金負債	※3 754	※3 754
退職給付引当金	1,409	-
転貸損失引当金	289	-
商品保証引当金	2,132	1,957
退職給付に係る負債	-	872
資産除去債務	2,490	2,688
その他	1,861	2,492
固定負債合計	35,901	39,592
負債合計	112,487	120,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	19,663	19,672
利益剰余金	32,823	35,066
自己株式	△6,402	△5,989
株主資本合計	61,206	63,870
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	482	960
土地再評価差額金	※3 △3,153	※3 △3,153
退職給付に係る調整累計額	-	271
その他の包括利益累計額合計	△2,671	△1,921
純資産合計	58,535	61,949
負債純資産合計	171,022	182,411

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
売上高	※1	365,958	※1	401,798
売上原価	※2	290,641	※2	320,478
売上総利益		75,316		81,319
販売費及び一般管理費	※3	69,894	※3	73,927
営業利益		5,421		7,391
営業外収益				
受取利息		68		64
受取配当金		54		56
受取手数料		111		126
受取保険金及び配当金		41		42
受取賃貸料		19		21
その他		152		133
営業外収益合計		448		444
営業外費用				
支払利息		414		429
社債発行費償却		8		3
家賃地代		44		76
その他		79		89
営業外費用合計		546		598
経常利益		5,323		7,237
特別利益				
固定資産売却益	※4	73	※4	215
投資有価証券売却益		15		20
特別利益合計		89		236
特別損失				
固定資産売却損	※5	105	※5	163
固定資産除却損	※6	5	※6	134
減損損失	※7	166	※7	870
貸倒引当金繰入額		14		254
店舗閉鎖損失引当金繰入額		7		119
その他		-		143
特別損失合計		299		1,687
税金等調整前当期純利益		5,113		5,787
法人税、住民税及び事業税		315		2,050
法人税等調整額		1,337		699
法人税等合計		1,652		2,749
少数株主損益調整前当期純利益		3,461		3,037
当期純利益		3,461		3,037

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,461	3,037
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	819	478
その他の包括利益合計	※ 819	※ 478
包括利益	4,281	3,515
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,281	3,515
少数株主に係る包括利益	-	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	19,652	30,405	△6,031	59,148
当期変動額					
剰余金の配当			△800		△800
当期純利益			3,461		3,461
土地再評価差額金の取崩			△242		△242
自己株式の取得				△610	△610
自己株式の処分		10		239	250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	10	2,418	△370	2,058
当期末残高	15,121	19,663	32,823	△6,402	61,206

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△337	△3,395	—	△3,733	55,415
当期変動額					
剰余金の配当					△800
当期純利益					3,461
土地再評価差額金の取崩					△242
自己株式の取得					△610
自己株式の処分					250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	819	242	—	1,061	1,061
当期変動額合計	819	242	—	1,061	3,119
当期末残高	482	△3,153	—	△2,671	58,535

当連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	19,663	32,823	△6,402	61,206
当期変動額					
剰余金の配当			△794		△794
当期純利益			3,037		3,037
土地再評価差額金の取崩					—
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		412	422
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	9	2,242	412	2,664
当期末残高	15,121	19,672	35,066	△5,989	63,870

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	482	△3,153	—	△2,671	58,535
当期変動額					
剰余金の配当					△794
当期純利益					3,037
土地再評価差額金の取崩					—
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					422
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	478	—	271	749	749
当期変動額合計	478	—	271	749	3,414
当期末残高	960	△3,153	271	△1,921	61,949

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,113	5,787
減価償却費	4,167	4,399
減損損失	166	870
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9	254
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△619	479
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	153	△78
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	7	119
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△245	△1,409
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	1,154
転貸損失引当金の増減額 (△は減少)	△75	△21
商品保証引当金の増減額 (△は減少)	△477	△174
受取利息及び受取配当金	△122	△120
支払利息	414	429
投資有価証券売却損益 (△は益)	△15	△20
固定資産売却損益 (△は益)	31	△51
固定資産除却損	5	134
売上債権の増減額 (△は増加)	△671	△9,108
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,095	457
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,427	△912
前受金の増減額 (△は減少)	△100	6,314
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△155	1,085
その他	△429	0
小計	△2,512	9,589
利息及び配当金の受取額	59	57
利息の支払額	△421	△448
法人税等の支払額	△10	617
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,884	9,815

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,061	△10,839
有形固定資産の売却による収入	253	3,911
投資有価証券の取得による支出	△84	△27
投資有価証券の売却による収入	108	91
差入保証金の差入による支出	△326	△1,327
差入保証金の回収による収入	940	2,892
その他	△83	△325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,253	△5,625
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,550	△4,250
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	45,000	75,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△42,000	△75,000
長期借入れによる収入	20,700	20,200
長期借入金の返済による支出	△15,182	△17,439
社債の償還による支出	△400	△80
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△459	△592
自己株式の処分による収入	250	422
自己株式の取得による支出	△610	△0
配当金の支払額	△802	△794
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,045	△2,534
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△92	1,655
現金及び現金同等物の期首残高	4,630	4,537
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,537	※ 6,193

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

- 12社 北信越ジョーシン株式会社
- ジョーシンサービス株式会社
- ジョーシンテック株式会社
- ジェー・イー・ネクスト株式会社
- 兵庫京都ジョーシン株式会社
- ジャプロ株式会社
- 東海ジョーシン株式会社
- 関東ジョーシン株式会社
- 滋賀ジョーシン株式会社
- 和歌山ジョーシン株式会社
- 中四国ジョーシン株式会社
- ジェイ・ホビー株式会社

なお、平成25年12月1日付で新潟ジョーシン株式会社(連結子会社)を存続会社として、三共ジョーシン株式会社(連結子会社)を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社に変更しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ 商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
 - 償還期間にわたり定額法により償却
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ ポイント引当金
 - ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
 - ④ 店舗閉鎖損失引当金
 - 店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
 - ⑤ 転貸損失引当金
 - 不採算店舗等の閉鎖に伴い、賃貸借契約期間が満了するまで転貸することとした賃借不動産について、当該転貸期間における支払賃借料の総額が受取賃貸料の総額を上回る場合において、その収支差額全額を計上しております。
 - ⑥ 商品保証引当金
 - 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - イ ヘッジ手段
 - 金利スワップ
 - ロ ヘッジ対象
 - 長期借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
 - 当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産及び負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が139百万円、退職給付に係る負債が872百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が271百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

2 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

3 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)

1 概要

従業員又は従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、実務上の取扱いが明確化されました。

2 適用予定日

平成27年3月期の期首より適用予定です。

3 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
商品	66,855百万円	66,416百万円
貯蔵品	119百万円	100百万円

※2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	32,217百万円	34,180百万円

※3 土地の再評価

連結財務諸表提出会社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,135百万円	△4,069百万円

4 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
あさか電器株式会社	77百万円	あさか電器株式会社 70百万円

(連結損益計算書関係)

※1 売上高には下記の項目を含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
ポイント引当金繰入額	153百万円	ポイント引当金戻入額 78百万円

※2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価	230百万円	1,315百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
広告宣伝費	9,554百万円	10,040百万円
給与及び手当	20,208百万円	20,503百万円
賞与	1,900百万円	1,827百万円
賞与引当金繰入額	1,483百万円	1,906百万円
退職給付費用	845百万円	797百万円
賃借料	9,974百万円	10,131百万円

※4 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	71百万円	209百万円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	105百万円	163百万円

※6 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	0百万円	96百万円
什器等撤去費用	2百万円	25百万円

※7 減損損失

当グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地、その他	宮城県、大阪府、奈良県
遊休資産	土地	長野県

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

土地の市場価額が下落した遊休資産、営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(166百万円)として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の内訳)

種 類	金額(百万円)
建物及び構築物	84
工具、器具及び備品	16
土地	59
その他	5

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については路線価に基づき、建物については固定資産税評価額により評価しております。ただし、売却が決定した資産グループについては実際の売却価額に基づき評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

用 途	種 類	場 所
店 舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	千葉県、京都府、石川県他
遊休資産	土地	大阪府

当グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸不動産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

土地の市場価額が下落した遊休資産、営業活動による損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び撤収予定店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(870百万円)として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の内訳)

種 類	金額(百万円)
建物及び構築物	577
工具、器具及び備品	76
土地	158
その他	58

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については路線価に基づき、建物については固定資産税評価額により評価しております。ただし、売却が決定した資産グループについては実際の売却価額に基づき評価しております。なお、撤収予定店舗の廃棄予定資産等については、正味売却価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	988百万円	728百万円
組替調整額	△15百万円	△18百万円
税効果調整前	972百万円	710百万円
税効果額	△153百万円	△232百万円
その他有価証券評価差額金	819百万円	478百万円
その他の包括利益合計	819百万円	478百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	57,568,067	—	—	57,568,067

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,509,677	681,335	297,000	7,894,012

(注) 自己株式数には、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を含めて記載しております。
(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

会社法第155条第3号の規定に基づく取得による増加 680,000株
単元未満株式の買取りによる増加 1,335株

減少数の内訳は、次の通りであります。

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少 297,000株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(平成22年7月16日発行)	普通株式	2,668,089	3,136	—	2,671,225	—

(注) 1 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、連結財務諸表提出会社の自己株式を交付する予定であります。

2 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3 目的となる株式の数の増加は、転換価額の調整によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	800	16	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金12百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	794	16	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金8百万円を含めておりません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	57,568,067	—	—	57,568,067

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,894,012	480	509,000	7,385,492

(注) 自己株式数には、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を含めて記載しております。
(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 480株

減少数の内訳は、次の通りであります。

社員持株会専用信託口から社員持株会への売却による減少 309,000株

第三者割当による自己株式の処分による減少 200,000株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(平成22年7月16日発行)	普通株式	2,671,225	2,857	—	2,674,082	—

(注) 1 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、連結財務諸表提出会社の自己株式を交付する予定であります。

2 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3 目的となる株式の数の増加は、転換価額の調整によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	794	16	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金8百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	802	16	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	4,617百万円	6,293百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△80百万円	△100百万円
現金及び現金同等物	4,537百万円	6,193百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、販売管理システム等におけるハードウェア(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、販売管理用ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	1,224百万円	1,052百万円
1年超	4,032百万円	5,993百万円
合計	5,257百万円	7,045百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、店舗等の賃借に伴い、差入保証金の差入を行っており、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 会計処理基準に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当グループは、売掛金管理規程に従い、営業債権について、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、分割返還等による早期回収及び賃貸人所有資産に対して差入保証金の返還請求権を担保する抵当権設定を行うなど、回収不能リスクの軽減を図っております。また、不動産管理部門が主要な賃貸人の状況を定期的にモニタリングし、差入相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先を信用ある金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,617	4,617	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,435	10,435	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,680	3,680	—
(4) 差入保証金	15,957	15,202	△755
資産計	34,690	33,935	△755
(1) 支払手形及び買掛金	31,476	31,476	—
(2) 短期借入金	8,150	8,150	—
(3) 社債	80	80	—
(4) 転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,625	125
(5) 長期借入金	39,326	39,501	174
負債計	81,532	81,832	299
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,293	6,293	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,544	19,544	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,344	4,344	—
(4) 差入保証金	13,946	13,232	△713
資産計	44,128	43,415	△713
(1) 支払手形及び買掛金	30,564	30,564	—
(2) 短期借入金	3,900	3,900	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,501	1
(4) 長期借入金	42,087	42,224	137
負債計	79,051	79,189	138
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	69	69

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,300	—	—	—
受取手形及び売掛金	10,435	—	—	—
合計	13,736	—	—	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,557	—	—	—
受取手形及び売掛金	19,544	—	—	—
合計	24,101	—	—	—

(注4) 社債、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,150	—	—	—	—	—
社債	80	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付 社債	—	—	2,500	—	—	—
長期借入金	14,862	9,418	8,449	3,655	2,939	—
合計	23,092	9,418	10,949	3,655	2,939	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,900	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付 社債	—	2,500	—	—	—	—
長期借入金	13,761	13,050	8,395	5,140	1,738	—
合計	17,661	15,550	8,395	5,140	1,738	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
① 株式	2,892	2,093	799
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	2,892	2,093	799
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
① 株式	787	950	△163
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	787	950	△163
合計	3,680	3,044	635

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
① 株式	3,689	2,166	1,523
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	3,689	2,166	1,523
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
① 株式	654	831	△177
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	654	831	△177
合計	4,344	2,998	1,346

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
① 株式	90	15	—
② 債券	—	—	—
③ その他	18	0	—
合計	108	15	—

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
① 株式	91	20	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	91	20	—

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について2百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、時価の下落率が50%以上の銘柄についてはすべて減損処理を行い、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄については個別に回復可能性を検討し、回復する見込みがないものについて減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	14,330	9,840	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	13,723	10,818	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係 2 金融商品の時価等に関する事項」の当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度、退職一時金制度及び総合設立型厚生年金基金制度を設けております。

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を採用しております。なお、適格退職年金制度は、平成23年4月に確定給付年金制度へ移行しております。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。なお、掛金拠出割合にて算出した年金資産の額は当連結会計年度末32,813百万円であります。

① 制度全体の積立状況に関する事項

	平成24年3月31日現在
年金資産の額(百万円)	58,865
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	63,556
差引額(百万円)	△4,690

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 50.5%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高379百万円及び繰越不足金4,310百万円であります。なお、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当社は連結財務諸表上、特別掛金30百万円を費用処理しております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務(百万円) (内訳)	8,703
② 未認識数理計算上の差異(百万円)	448
③ 年金資産(百万円)	6,845
④ 退職給付引当金(百万円)	1,409

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用(百万円)	470
② 利息費用(百万円)	130
③ 期待運用収益(百万円)	△27
④ 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	72
⑤ 退職給付費用(百万円)	644
⑥ その他	276
計	921

(注) 1 勤務費用には、厚生年金基金掛金拠出額148百万円を含めて記載しております。

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めて記載しております。

3 「⑥ その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法

累計給与比例退職給付部分は給与基準、それ以外の部分は期間定額基準

② 割引率 1.2%

③ 期待運用収益率 0.6%

④ 数理計算上の差異の処理年数

翌連結会計年度より10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内)で均等償却することとしております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

提出会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度、退職一時金制度を設けております。また、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社 確定給付型の制度として、確定給付年金制度及び退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社が有する確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,471 百万円
勤務費用	350 百万円
利息費用	89 百万円
数理計算上の差異の発生額	△93 百万円
退職給付の支払額	△142 百万円
退職給付債務の期末残高	7,675 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,854 百万円
期待運用収益	35 百万円
数理計算上の差異の発生額	754 百万円
事業主からの拠出額	574 百万円
退職給付の支払額	△110 百万円
年金資産の期末残高	7,107 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,967 百万円
年金資産	△7,107 百万円
	△139 百万円
非積立型制度の退職給付債務	707 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	567 百万円
<hr/>	
退職給付に係る負債	707 百万円
退職給付に係る資産	△139 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	567 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	350 百万円
利息費用	89 百万円
期待運用収益	△35 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	22 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	428 百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内容は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	421 百万円
-------------	---------

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	51%
債券	40%
その他	9%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	0.6%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	241 百万円
退職給付費用	35 百万円
退職給付の支払額	△7 百万円
制度への拠出額	△104 百万円
退職給付に係る負債の期末残高	165 百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,211 百万円
年金資産	△1,130 百万円
	80 百万円
非積立型制度の退職給付債務	84 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	165 百万円
退職給付に係る負債	165 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	165 百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	35 百万円
----------------	--------

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、281百万円でありました。

5. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、147百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	64,137百万円
年金財政計算上の給付債務の額	66,567百万円
差引額	△2,430百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

53.9%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高300百万円及び繰越不足金2,129百万円であります。なお、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却（償却残余期間6年）であり、当社は連結財務諸表上、特別掛金29百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産(流動資産)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,753百万円	1,615百万円
たな卸資産評価損	426百万円	781百万円
賞与引当金	620百万円	753百万円
その他	1,472百万円	1,098百万円
小計	4,272百万円	4,250百万円
評価性引当額	△312百万円	△632百万円
合計	3,960百万円	3,617百万円

② 繰延税金資産(固定資産)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	892百万円	1,018百万円
商品保証引当金	758百万円	698百万円
減損損失	423百万円	537百万円
退職給付引当金	535百万円	一百万円
退職給付に係る負債	一百万円	414百万円
投資有価証券評価損	225百万円	226百万円
その他	301百万円	232百万円
小計	3,136百万円	3,128百万円
評価性引当額	△838百万円	△845百万円
合計	2,298百万円	2,282百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する 除去費用	455百万円	535百万円
その他有価証券評価差額金	153百万円	385百万円
特別償却準備金	一百万円	194百万円
その他	69百万円	287百万円
合計	678百万円	1,402百万円
繰延税金資産の純額	1,619百万円	880百万円

③ 再評価に係る繰延税金負債(固定負債)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,608百万円	1,608百万円
評価性引当額	△1,608百万円	△1,608百万円
計	一百万円	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	754百万円	754百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.1%	0.4%
評価性引当額	△1.7%	5.6%
住民税均等割額	3.1%	2.7%
土地再評価差額金の取崩額	△3.0%	△4.2%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	—%	4.6%
その他	△4.2%	0.4%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	32.3%	47.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の37.96%から35.59%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が266百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社間の吸収合併

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業(存続会社)

名 称 新潟ジョーシン株式会社(当社の連結子会社)
事業の内容 家電商品等の販売

② 被結合企業(消滅会社)

名 称 三共ジョーシン株式会社(当社の連結子会社)
事業の内容 家電商品等の販売

(2) 企業結合日

平成25年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

新潟ジョーシン株式会社を存続会社とし、三共ジョーシン株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

北信越ジョーシン株式会社(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当該連結子会社2社は、家電商品の販売を主とした事業を行っており、両社のノウハウを共有することにより一層の事業拡大を図ることを目的として本合併を行いました。また、両社の管理業務を統合し生産性を高めることで、当グループにおける組織効率の向上を図ります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗建物の建物賃貸借契約及び店舗建物用地の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を賃貸借契約の契約期間と同一と見積り、割引率は国債の利回り等適切な指標の
当該使用見込期間と同期間にあたる率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	2,325百万円	2,495百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	157百万円	318百万円
時の経過による調整額	48百万円	51百万円
資産除去債務の履行による減少額	△36百万円	△19百万円
期末残高	2,495百万円	2,847百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び
当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

開示すべき取引はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

開示すべき取引はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,178.38円	1,234.48円
1株当たり当期純利益金額	69.62円	60.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	66.07円	57.69円

(注) 1 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が5.41円増加しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,461	3,037
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,461	3,037
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,716	49,977
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	2,670	2,673
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	(2,670)	(2,673)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

3 「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
上新電機株式会社	第10回銀行保証付普通社債	平成20年 8月15日	80	—	0.39	無担保社債	平成25年 8月15日
上新電機株式会社	第6回転換社債型新株予約権付社債	平成22年 7月16日	2,500	2,500	0.00	無担保社債	平成27年 7月16日
合計	—	—	2,580	2,500	—	—	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
上新電機株式会社普通株式	934.9	2,500	※1 —	100	自 平成22年 9月1日 至 平成27年 7月14日	※2

※1 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、連結財務諸表提出会社の自己株式を交付する予定であります。

※2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	2,500	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,150	3,900	0.64	—
1年以内に返済予定の長期借入金	14,862	13,761	0.86	—
1年以内に返済予定のリース債務	530	615	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	24,463	28,325	0.90	平成27年～31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,114	1,430	—	平成27年～33年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	6,000	6,000	0.11	—
合計	55,121	54,033	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	13,050	8,395	5,140	1,738
リース債務	510	407	266	114

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	2,495	370	19	2,847

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	85,049	179,747	284,115	401,798
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	76	1,995	3,915	5,787
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	202	1,220	2,672	3,037
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.07	24.50	53.54	60.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.07	20.38	28.99	7.27

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,859	5,361
売掛金	12,710	23,312
商品	62,658	61,555
貯蔵品	117	98
繰延税金資産	3,355	3,269
その他	10,899	15,648
貸倒引当金	△1	△4
流動資産合計	93,597	109,241
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	20,396	23,938
構築物（純額）	1,606	1,946
工具、器具及び備品（純額）	3,079	3,086
土地	24,041	21,192
建設仮勘定	496	349
その他（純額）	686	1,762
有形固定資産合計	50,308	52,275
無形固定資産		
借地権	718	773
その他	1,373	1,186
無形固定資産合計	2,092	1,959
投資その他の資産		
投資有価証券	3,743	4,407
関係会社株式	1,936	1,056
長期貸付金	1,009	1,012
繰延税金資産	1,461	918
差入保証金	14,659	12,681
その他	852	890
貸倒引当金	△43	△132
投資その他の資産合計	23,619	20,834
固定資産合計	76,021	75,070
繰延資産		
社債発行費	5	2
繰延資産合計	5	2
資産合計	169,624	184,313

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,589	2,837
買掛金	28,194	27,042
短期借入金	12,650	9,000
1年内返済予定の長期借入金	14,762	13,460
1年内償還予定の社債	80	-
未払法人税等	182	1,833
賞与引当金	1,275	1,688
ポイント引当金	4,418	4,387
店舗閉鎖損失引当金	67	83
転貸損失引当金	43	-
その他	19,365	31,527
流動負債合計	83,627	91,860
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,500
長期借入金	24,063	27,343
再評価に係る繰延税金負債	754	754
退職給付引当金	1,055	887
転貸損失引当金	289	-
商品保証引当金	1,945	1,795
資産除去債務	2,191	2,376
その他	1,780	2,403
固定負債合計	34,581	38,059
負債合計	118,208	129,920
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金		
資本準備金	5,637	5,637
その他資本剰余金	14,025	14,034
資本剰余金合計	19,663	19,672
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	-	351
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	12,704	14,432
利益剰余金合計	25,704	27,783
自己株式	△6,402	△5,989
株主資本合計	54,087	56,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	481	959
土地再評価差額金	△3,153	△3,153
評価・換算差額等合計	△2,671	△2,194
純資産合計	51,415	54,393
負債純資産合計	169,624	184,313

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
売上高	358,812	393,443
売上原価	285,245	313,813
売上総利益	73,566	79,630
販売費及び一般管理費	※2 68,562	※2 73,092
営業利益	5,004	6,538
営業外収益		
受取利息	98	101
受取配当金	53	55
受取手数料	175	183
受取賃貸料	97	97
その他	150	152
営業外収益合計	575	590
営業外費用		
支払利息	416	442
社債利息	2	0
社債発行費償却	8	3
家賃地代	43	65
その他	79	87
営業外費用合計	550	598
経常利益	5,029	6,530
特別利益		
固定資産売却益	73	213
投資有価証券売却益	15	20
特別利益合計	89	234
特別損失		
固定資産売却損	105	163
固定資産除却損	2	129
減損損失	69	566
貸倒引当金繰入額	-	89
店舗閉鎖損失引当金繰入額	7	94
関係会社株式評価損	-	480
その他	-	80
特別損失合計	184	1,604
税引前当期純利益	4,933	5,159
法人税、住民税及び事業税	△118	1,890
法人税等調整額	1,561	396
法人税等合計	1,442	2,286
当期純利益	3,491	2,873

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,121	5,637	14,014	19,652	—	13,000	10,256	23,256
当期変動額								
剰余金の配当							△800	△800
当期純利益							3,491	3,491
土地再評価差額金の取崩							△242	△242
特別償却準備金の積立								
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	10	10	—	—	2,448	2,448
当期末残高	15,121	5,637	14,025	19,663	—	13,000	12,704	25,704

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,031	51,999	△337	△3,395	△3,733	48,266
当期変動額						
剰余金の配当		△800				△800
当期純利益		3,491				3,491
土地再評価差額金の取崩		△242				△242
特別償却準備金の積立		—				—
自己株式の取得	△610	△610				△610
自己株式の処分	239	250				250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			819	242	1,061	1,061
当期変動額合計	△370	2,087	819	242	1,061	3,149
当期末残高	△6,402	54,087	481	△3,153	△2,671	51,415

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	15,121	5,637	14,025	19,663	—	13,000	12,704	25,704
当期変動額								
剰余金の配当							△794	△794
当期純利益							2,873	2,873
土地再評価差額金の取崩								
特別償却準備金の積立					351		△351	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			9	9				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	9	9	351	—	1,727	2,079
当期末残高	15,121	5,637	14,034	19,672	351	13,000	14,432	27,783

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,402	54,087	481	△3,153	△2,671	51,415
当期変動額						
剰余金の配当		△794				△794
当期純利益		2,873				2,873
土地再評価差額金の取崩		—				—
特別償却準備金の積立		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	412	422				422
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			477	—	477	477
当期変動額合計	412	2,500	477	—	477	2,978
当期末残高	△5,989	56,588	959	△3,153	△2,194	54,393

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品

先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 転貸損失引当金

不採算店舗等の閉鎖に伴い、賃貸借契約期間が満了するまで転貸することとした賃借不動産について、当該転貸期間における支払賃借料の総額が受取賃貸料の総額を上回る場合において、その収支差額全額を計上しております。

(7) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

(4) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	7,632百万円	13,229百万円
長期金銭債権	1,000百万円	1,000百万円
短期金銭債務	12,184百万円	18,246百万円
長期金銭債務	8百万円	8百万円

2 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
三共ジョーシン株式会社	1,600百万円	北信越ジョーシン株式会社 3,783百万円
新潟ジョーシン株式会社	850百万円	あさか電器株式会社 70百万円
あさか電器株式会社	77百万円	
計	2,527百万円	計 3,853百万円

(注) 平成25年12月1日付で新潟ジョーシン株式会社(連結子会社)を存続会社として、三共ジョーシン株式会社(連結子会社)を吸収合併し、存続会社の商号を北信越ジョーシン株式会社に変更しております。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	28,653百万円	30,622百万円
仕入高(外注費を含む)	11,465百万円	13,409百万円
その他の営業取引高	5,892百万円	6,980百万円
営業取引以外の取引による取引高	417百万円	1,008百万円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
広告宣伝費	8,725百万円	9,421百万円
物流費	10,871百万円	12,267百万円
給与及び手当	17,929百万円	18,228百万円
賞与	1,795百万円	1,732百万円
賞与引当金繰入額	1,275百万円	1,688百万円
退職給付費用	794百万円	759百万円
減価償却費	3,697百万円	3,901百万円
賃借料	9,233百万円	9,400百万円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費	96%	96%
一般管理費	4%	4%

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額1,936百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額1,056百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、関連会社株式は所有しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産(流動資産)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	1,677百万円	1,561百万円
たな卸資産評価損	392百万円	715百万円
賞与引当金	483百万円	600百万円
その他	847百万円	424百万円
小計	3,400百万円	3,302百万円
評価性引当額	△45百万円	△33百万円
合計	3,355百万円	3,269百万円

② 繰延税金資産(固定資産)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	781百万円	870百万円
商品保証引当金	690百万円	638百万円
関係会社株式評価損	453百万円	623百万円
減損損失	350百万円	358百万円
退職給付引当金	400百万円	315百万円
投資有価証券評価損	225百万円	226百万円
その他	629百万円	564百万円
小計	3,532百万円	3,598百万円
評価性引当額	△1,461百万円	△1,595百万円
合計	2,070百万円	2,002百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する 除去費用	396百万円	442百万円
その他有価証券評価差額金	152百万円	385百万円
その他	60百万円	256百万円
合計	609百万円	1,084百万円
繰延税金資産の純額	1,461百万円	918百万円

③ 再評価に係る繰延税金負債(固定負債)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
再評価に係る繰延税金資産	1,608百万円	1,608百万円
評価性引当額	△1,608百万円	△1,608百万円
計	一百万円	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	754百万円	754百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に 損金不算入の項目	0.1%	0.1%
評価性引当額	△5.3%	2.4%
住民税均等割額	2.9%	2.8%
土地再評価差額金の取崩額	△3.1%	△4.7%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	—%	4.7%
その他	△3.4%	1.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	29.2%	44.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.96%から35.59%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が240百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	20,396	6,042	619 (339)	1,880	23,938	16,928
	構築物	1,606	663	14 (3)	310	1,946	2,064
	工具、器具及び備品	3,079	1,249	67 (40)	1,175	3,086	10,104
	土地	24,041 [△2,399]	945	3,795 (158)	—	21,192 [△2,399]	—
	建設仮勘定	496	349	496	—	349	—
	その他	686	1,348	0	272	1,762	1,097
	計	50,308	10,598	4,992 (541)	3,638	52,275	30,193
無形固定資産	借地権	718	79	24 (24)	—	773	—
	その他	1,373	234	—	422	1,186	—
	計	2,092	314	24 (24)	422	1,959	—

(注) 1 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 外環柏原店他新設店舗 3,809百万円
 土地 外環柏原店 △2,307百万円

2 土地の当期首残高及び当期末残高の[内書]は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）等により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

3 当期減少額の(内書)は、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	44	92	—	137
賞与引当金	1,275	1,688	1,275	1,688
ポイント引当金	4,418	4,387	4,418	4,387
店舗閉鎖損失引当金	67	95	79	83
転貸損失引当金	332	—	332	—
商品保証引当金	1,945	122	272	1,795

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで												
定時株主総会	6月中												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日												
1単元の株式数	1,000株												
単元未満株式の買取り・買増し													
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社												
取次所	—												
買取・買増手数料	無料												
公告掲載方法	日本経済新聞												
株主に対する特典	3月31日現在の株主(1,000株以上)に対し、お買物優待券(200円券、1回2,000円以上のお買物につき2,000円ごとに1枚使用可)を次のとおり進呈 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1,000株以上 5,000株未満</td> <td>55枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>110枚</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>165枚</td> </tr> </table> さらに2年以上継続保有の株主(毎年3月末日の株主名簿に同一株主番号で、連続して3回以上記載または記録された株主)には、次のとおり追加進呈 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1,000株以上 5,000株未満</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>60枚</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>90枚</td> </tr> </table> (平成23年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主より適用)	1,000株以上 5,000株未満	55枚	5,000株以上10,000株未満	110枚	10,000株以上	165枚	1,000株以上 5,000株未満	30枚	5,000株以上10,000株未満	60枚	10,000株以上	90枚
1,000株以上 5,000株未満	55枚												
5,000株以上10,000株未満	110枚												
10,000株以上	165枚												
1,000株以上 5,000株未満	30枚												
5,000株以上10,000株未満	60枚												
10,000株以上	90枚												

(注) 当社は、株主の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第65期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

事業年度 第65期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月13日関東財務局長に提出。

第66期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月12日関東財務局長に提出。

第66期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成25年7月1日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

第三者割当による自己株式の処分 平成25年7月19日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月27日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、上新電機株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上新電機株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 嶋 克 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長中嶋克彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去前)の金額が高い拠点から順に合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 上新電機株式会社

【英訳名】 Joshin Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 嶋 克 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中嶋克彦は、当社の第66期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。